世界の児童と母性

海外福祉情報

MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

CURRENT
OVERSEAS INFORMATION

第12号

1981年 4 月

世界の児童と母性 —海外福祉情報— 第12号 1981年4月
MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD CURRENT OVERSEAS INFORMATION

目次

●特集●子どもの暴力

青少年の暴力—殺人と自殺を中心に— ……稲村 博 2
家庭内暴力の裏にひそむもの……高橋義人 7
日本の学校内暴力の現状 ……大沢正治 12
日本の子どもの暴力—校内暴力と家庭内暴力— ……小泉英二 17
暴走族……田村雅幸 22
アメリカにおける子どもとテレビ暴力……佐藤晴夫 25
ボーイズタウン……中山恵子 28
東京警視庁のヤング・テレホン・コーナー……田村健二 30

国際会議／国際婦人会議—NGOフォーラムに参加して—……中村悦子 32

解説／国際障害者年をめぐる世界の動き—その1—……丸山一郎 34
海外の児童手当……平田寛一郎 39

トピックス／政策課題としてのアメリカの家庭 —ホワイトハウス会議について—……石原邦雄 43
高速社会と児童の安全……詫間晋平 46

施設の横顔／ブレントウッド・センター……弟子丸郁子 50
ウォーレン・ヴィレッジ・コミュニティ……武田頴子 52
ディスプレイスト・ホームメーカー・センター……荒このみ 54
秋田県立子ども博物館……佐藤 進 56

海外の委員会／児童福祉情報サービス協会……松本佑子 58

●あれ・それ・これ／東洋人の不思議さ……秋山智久 62
ロンドンの全国婦人救済連盟……石倉洋子 62
カトマンズの子どもたち……羽根井紀世美 62
ベビーホテル……加藤 翠 63

●編集後記／……辰見敏夫 64

青少年の暴力

●殺人と自殺を中心に

稲村博
筑波大学社会医学系助教授

青少年における暴力は様ざまな形で発生している．しかも，それが近年はますます増加し，多様化する傾向にある．殺傷事件のほか，従来にはなかったような家庭内暴力とか，校内暴力などが多発しているし，また暴走族などの暴力もみられる．これらはいずれも，他に向けられた暴力であるが，ほかに自分に向けられる暴力がある。自己破壊行為（self-destructive behavior）と呼ばれているものがそれで，代表的なものは自殺である．ほかに自傷とか，また慢性自殺といわれる薬物・アルコール乱用などもある．しかもこれらはみな文明病といわれ，文明の発展とともに深刻化する傾向にある。したがって，一般に発展途上国より先進国のほうにより深刻なものが多いのが特徴である。

さて，ここではこうした青少年の暴力について，他に向かうものの代表として殺人を，また自己に向かうものの代表として自殺を取り上げよう．これらの国際比較を行い，若干の考察を試みたい．その際，問題がより深刻な欧米に焦点をしぼりながら，資料をもとに述べたいと思う．

1．殺　人

まずはじめは，殺人である．殺人は他に向けられた暴力，つまり他に向かう攻撃性の最強のものである．さらに他に向けられた攻撃性全般を示すバロメーターでもある．

表1は性別，年齢別にみた殺人数である．もっとも，これは被害者の数値であり，青少年が犯した殺人数を示すものではない．加害者に関する資料が入手しにくいためであるが，この表によってもある程度は青少年について類推することができる．なぜかといえば，これらの数値には青少年によって犯されたものも含まれているだろうし，また全年齢の数値と青少年の数値にはある程度の並行関係がみられるからである．

表のうち，実数は人数を，（ ）内は発生率を示している．これによると，殺人発生率がもっとも高いのはアメリカであり，断然他を引き離している．続いてはスイス，カナダ，ハンガリー，イタリア，オーストリア，ポーランドなどとなる．それに続いては中欧，東欧などとなっている．

また，男女別にみると，男性のほうが女性よりもずっと高く，2～3倍を占めている国が多い．ことにスイス，アメリカなどは男性の比率が高いのが注

表1　年齢別被殺人者数　　実数は人数　（）内は10万人対

国名	性別	0歳	1～4歳	5～14歳	15～24歳	全年齢	年度
カナダ	男	5(2.9)	11(1.6)	16(0.8)	93(4.0)	409(3.5)	1977
	女	4(2.3)	11(1.6)	6(0.3)	44(1.9)	198(1.7)	
アメリカ	男	96(5.6)	185(3.0)	236(1.3)	3992(19.4)	15355(14.6)	1977
	女	81(5.0)	145(2.5)	209(1.1)	1204(5.9)	4613(4.2)	
オーストリア	男	1(2.3)	2(1.1)	2(0.3)	9(1.5)	58(1.6)	1978
	女	4(9.6)	−(0)	3(0.5)	13(2.3)	48(1.2)	
デンマーク	男	−(0)	1(0.7)	1(0.3)	3(0.8)	16(0.6)	1978
	女	−(0)	−(0)	3(0.6)	2(0.5)	11(0.4)	
西ドイツ	男	14(4.7)	18(1.5)	22(0.5)	47(1.0)	398(1.4)	1978
	女	17(6.1)	14(1.2)	27(0.6)	63(1.4)	342(1.1)	
ハンガリー	男	8(9.3)	10(2.8)	−(0)	14(1.7)	135(2.6)	1978
	女	17(20.8)	6(1.7)	4(0.6)	11(1.4)	105(1.9)	
イタリア	男	3(0.7)	3(0.2)	12(0.3)	116(2.8)	547(2.0)	1975
	女	2(0.5)	3(0.2)	5(0.1)	19(0.5)	165(0.6)	
ノルウェー	男	−(0)	−(0)	−(0)	7(2.2)	20(1.0)	1978
	女	1(4.0)	−(0)	−(0)	2(0.7)	10(0.5)	
ポーランド	男	8(2.3)	4(0.3)	4(0.1)	49(1.4)	286(1.7)	1977
	女	12(3.7)	2(0.2)	1(0.0)	19(0.6)	168(0.9)	
イギリス（スコットランド）	男	1(3.0)	−(0)	2(0.5)	12(2.8)	48(1.9)	1978
	女	6(3.2)	3(2.3)	2(0.5)	3(0.7)	30(1.1)	
スイス	男	1(2.7)	1(0.7)	3(0.6)	3(0.6)	25(6.8)	1978
	女	1(2.9)	−(0)	1(0.2)	1(0.2)	21(0.7)	
スウェーデン	男	−(0)	1(0.5)	−(0)	8(1.4)	57(1.4)	1978
	女	−(0)	−(0)	2(0.4)	4(0.7)	25(0.6)	
スペイン	男	1(0.3)	1(0.1)	1(0.0)	25(0.9)	137(0.8)	1976
	女	1(0.3)	3(0.2)	1(0.0)	8(0.3)	50(0.3)	

目される．なお，これは被害者の数値であるが，加害者の数値では，一般にもっと男性の倍率が高い．

ところで，子どもの被害は，ほぼ全年齢の被害と並行関係にあるといえるが，国によっては多少の差がある．幼児殺しのもっとも高率なのはハンガリーであり，続いてアメリカ，西ドイツ，イギリス，ポーランドなどとなる．幼児殺しというのは，ほとんどがその親によってなされるものであり，また未婚の親を含めて若い親が加害者となるのがふつうである．その意味では，幼児殺しの数値は青少年の殺人の1つのパロメーターともいえる．

次に，年齢別の推移をみてみよう．国によって多少異なるが，全般にいえば，0歳の嬰児殺しはかなり高い．その後は加齢とともに少しずつ被害にあう率は減り，5～14歳ではもっとも少なくなる．つまり，子どもにとって生後間もない時期は，1つの危機であり，幼稚園から中学生ぐらいにかけてが比較的安全な時期であるといえる．

嬰児殺しについては，一般に男女差がそれほどないけれども，東欧ないしそれに近い国では明らかに女子のほうが殺害されやすいことがわかる．もっとも極端なのはオーストリアで，女子が男子の4倍以上を占めている．また，ハンガリーでは2倍強，ポーランドでは1.6倍程度となっている．東欧に近い位置にある西ドイツでも，やはり女子が1.3倍と多くなっていて，これらは他の諸国と著しく対照的である．これから考えられるのは，東欧では女子が男子より何らかの意味で低く位置づけられているか，ないしは蔑視されていることではなかろうか．それにつけても，コーランなどに記述されているように，昔の中近東で女子が蔑視されていたことが思い出される．なお，ノルウェーも嬰児殺しは女子ばかりだが，これも同じ傾向を示すものであろうか．

もう1つ注目されるのは，15～24歳における発生頻度が，一般に全年齢のそれより高いことである．特に高い国としてはノルウェーがあげられるが，ほかにアメリカ，カナダ，イギリスなどもそうである．一方，逆に青少年のほうが低い国としては，極端なのがスイス，ほかにはハンガリー，西ドイツ，イタリア，ポーランドなどがあげられる．このうちノルウェーは数が少ないので別にすると，北米で青少年が殺害されやすく，中欧・東欧では青少年が相対的に殺害されにくいといえる．青少年を殺害するのは，多くの場合が青少年であることを考えると，まことに示唆的である．

これらの数値を全体として眺めると，殺人発生率は，国による差がきわめて大きい．アメリカ，スイス，カナダなどは数値が高いので「殺人国」というべきであるが，逆にデンマーク，スペイン，ノルウ

表２　性別・年齢別自殺者数　　実数は人数　（）内は10万人対

国名	性別	0～4歳	5～14歳	15～24歳	全年齢	年度
カナダ	男	—(0)	25(1.2)	662(28.9)	2459(21.2)	1977
	女	—(0)	8(0.4)	132(5.8)	858(7.3)	
アメリカ	男	—(0)	160(0.9)	4492(21.8)	21109(20.1)	1977
	女	—(0)	30(0.2)	1073(5.3)	7572(6.8)	
オーストリア	男	—(0)	12(2.0)	187(31.4)	1294(36.5)	1978
	女	—(0)	5(0.9)	52(9.1)	568(14.3)	
デンマーク	男	—(0)	3(0.8)	47(12.2)	706(28.0)	1978
	女	—(0)	—(0)	22(6.0)	484(18.7)	
西ドイツ	男	—(0)	91(2.0)	1130(23.8)	8879(30.1)	1978
	女	—(0)	17(0.4)	437(9.6)	4841(15.1)	
ハンガリー	男	—(0)	21(2.9)	237(29.3)	3133(60.4)	1978
	女	—(0)	3(0.4)	76(9.9)	1477(26.9)	
イタリア	男	—(0)	13(0.3)	195(4.8)	2126(7.8)	1975
	女	—(0)	6(0.1)	76(1.9)	981(3.4)	
ノルウェー	男	—(0)	1(0.3)	57(18.1)	350(17.4)	1978
	女	—(0)	—(0)	19(6.3)	123(6.0)	
ポーランド	男	—(0)	52(1.9)	611(18.0)	3564(21.1)	1977
	女	—(0)	5(0.2)	145(4.4)	726(4.1)	
イギリス（スコットランド）	男	—(0)	1(0.2)	37(8.7)	274(11.0)	1978
	女	—(0)	1(0.2)	9(2.2)	165(6.1)	
スイス	男	—(0)	8(1.7)	158(32.6)	1052(34.3)	1978
	女	—(0)	2(0.4)	54(11.3)	463(14.3	
スウェーデン	男	—(0)	6(1.0)	108(19.2)	1082(26.3)	1978
	女	—(0)	—(0)	44(8.2)	493(11.8)	
スペイン	男	—(0)	8(0.2)	65(2.2)	1073(6.1)	1976
	女	—(0)	1(0.0)	15(0.5)	401(2.2)	

ェーなどは数値が低いので「非殺人国」ということができよう．なお，青少年については，アメリカ，カナダが数値が高いので，「青少年殺人国」，またスイス，スペイン，デンマークは数値が低いので「青少年非殺人国」というべきであろう．

2．自　殺

次は自殺である．自殺は自己に向けられた暴力，つまり，自己への攻撃性の最強のものであるが，また自己に向けられた攻撃性全般を代弁するバロメーターともいえる．そこで，同じく欧米諸国の資料をあげておこう．表２は性別，年齢別にみた数値であり，実数が人数，（）内が発生率である．

まず，全年齢の自殺率をみると，もっとも高いのはハンガリーであり，断然他を引き離している．この資料によると，それに続いてはオーストリア，スイス，デンマーク，西ドイツ，スウェーデンなどとなる．概していえば，東欧，北欧，中欧などが高率といえる．なお，このハンガリーの数値は年ごとに更新されており，これまで世界中で記録されたうち最高のものである．自殺が文明病といわれて，文明の発展とともに上昇するとはいえ，従来の常識では考えられぬほどの数値だといわねばならない．

どの国でも，自殺率は子どもの加齢とともに急上昇しているが，そのうちの青少年の数値をみてみよう．５～14歳ではまだあまり大きな国別の差はないが，15～24歳になるとはっきりしてくる．この年齢層で発生率がもっとも高いのはスイスであり，続いてはオーストリア，ハンガリー，カナダ，西ドイツなどである．つまり，中欧に高率な傾向があるといえる．

ところで，青少年の自殺率は全年齢の自殺率におおむね並行しているが，必ずしもそうとはいえない国もある．全年齢より青少年のほうが高い国としてはカナダ，ノルウェーがあげられるが，ほかはみな低い．特に低い国としてはデンマーク，ハンガリー，イタリア，スペインなどがあげられる．

次に，性差をみてみよう．青少年については，ここにあげたすべての国で女子より男子に多い．しかし，これらの国以外もすべて含めると，女子のほうに多い国が少数ながらある．男女比はおおむね２～３倍となっているが，国による差が大きい．カナダ，アメリカ，ポーランド，イギリス（スコットランド），スペインなどは特に男子が多いのに対し，比較的女子が多いのはイタリア，デンマークなどである．

こうした男女の比率は，その国の男女の占めている社会的地位や，ストレスの強さをよく反映している．それをもっと明らかにするためには，年齢層ごとの比率の推移を全年齢にわたってみていく必要が

あるが，ここではそのゆとりがないので省略する．

次に，自殺がはじまる年齢のことに少しふれておこう．表から明らかなように，0～4歳では自殺はどこにも記録されていない．5歳ごろからボツボツ始まるが，それも5歳ではめったにない．5～10歳をあわせても年間にせいぜい数名程度しかいない点で各国が共通している．

たとえば，1979年オーストラリアで5歳の男児の自殺が報じられたが，それはサッカーチームに入っているその子がミスをし，そのために試合に負けたのを苦にしたためという．わが国でも1979年に5歳になる男児の自殺未遂が報じられたが，それはおねしょを叱られるのを苦にして，2階の窓から飛び降りたものだが，幸いにも生命はとりとめた．したがって，自殺統計の中にはもちろん含まれてはいない．

ところで，幼児の自殺に関しては，昔から学者のあいだに議論がある．それは幼児の場合には，たとえ自殺のごとくにみえる行動をしても，厳密な意味での自殺には含められないというものである．つまり，死の概念が明確にわかってくる年齢，たとえば10歳以後くらいを自殺として，それ以前のは事故死として扱うべきだというのである．

しかし，私はこの考えはおかしいと思っている．自らの手で自らの生命を奪う行動はすべて自殺として扱い，そのうえで特徴によって分類するのが正しいのではなかろうか．そうしなければ，成人でもたとえば精神錯乱の状態で行う自殺や，または精神薄弱の自殺などはみな自殺でなくなってしまう．各事例について，いちいち死の概念が明確であったかどうか確かめないと自殺が判定できないわけで，これでは実際上は決定できない事例が非常にふえてしまう．こんなわけで，たとえ幼児であろうとも，自らの手で自らの生命を奪う行動は自殺とみなすべきものと思う．

次にここで，年齢別の自殺曲線についてふれておこう．年齢別の自殺率をプロットして得られる自殺曲線は国によって非常に違っている．しかし，すべてがまちまちというわけではなくて，だいたい4つぐらいのパターンに分けられる．それを示したのが次ページの図であるが，これによるともっとも複雑なのが日本型であり，もっとも平均的なのがアメリカ型である．これらを少し説明していこう．

まず，アメリカ型は青年期まで急速に上昇したあと，だらだらと中年期までふえ，以後はほぼ横ばいを続ける．スウェーデン型は，北欧に共通するのだが，中年期が大きな山をなすのが特徴である．その後は次第に減少して，老人の自殺率はもっとも低くなる．一方，ハンガリー型は東欧に共通するのだが，直線的に急勾配で上昇していく．しかもあらゆる年齢について自殺率が他国に比して高いのが特徴である．これらに対して日本型は東洋に共通するのだが，青年期でいったんピークをなし，中年期で減少してから，再び上昇に転じる．そして，老年期で非常に高くなるのが特徴である．

さて，これらのパターンは，それぞれの国がおかれている状況や，各年齢層の占める社会的地位，ストレスの大きさなどをよく反映している．4つの型のうち，アメリカ型が基本型とみなせるが，それはこの国があらゆる人種を含んでいて，平均的な特徴が出やすいこと，また人間性の自然な発露を尊ぶお

図　年齢別自殺分布のパターン
（1973 WHO統計による）

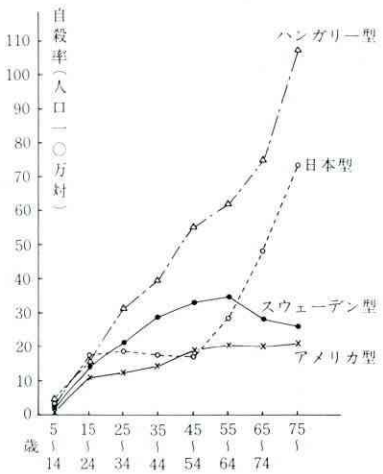

国柄であることからもいえる．

そこでこのアメリカ型に比べて，各パターンがどんな違いがあるかをみていけばわかりやすい．まず，スウェーデン型はアメリカ型に比べて中年期が非常に高く，老年期が低い．これは北欧が高福祉を支えるために，働き盛りの中年に税金など大きな負担がかかることと，やはり高福祉の恩恵によって老年が非常に恵まれていることから説明ができる．また，日本型については青少年の率がアメリカ型に比して相対的に高いこと，中年が相対的に低いこと，そして老年が高いことが特徴である．これは，青少年で受験や就職などの負担やストレスが非常に高いこと，中年は猛烈社員などといわれて肉体的負担は大きいけれども，職場は終身雇用や年功序列制によって安定しており，また家庭は欧米などに比し，離婚率は低いし，家族主義的つながりも強い．心理的な安定要因が大きいわけである．ところが，老年は核家族化によって疎外され，孤独になるほか，わが国には伝統的に老醜を嫌うとか，人に迷惑をかけないなどの価値観が根強く存在している．これらが老年の自殺率を高める大きな要因といえよう．一方，ハンガリー型はあらゆる年齢層で高く，また加齢とともに急上昇している．これはあらゆる年齢層に強いストレスや抑圧が働いていることを示唆し，また，生甲斐や価値観，特に年をとることに関する価値観に何らかの特徴があるものと考えられる．事実，ものごとをとかく秘密にしたり，相互監視するような風潮は強いようだし，また，働くことの意欲が損われているともきく．いずれにせよ，このパターンからは何か強い非人間的なものが関与しているものと考えざるを得ない．

3．おわりに

以上，殺人と自殺について，欧米の資料をもとに若干の考察を試みた．最後に，殺人と自殺の関連について簡単にまとめておこう．

すでに述べたようにアメリカ，スイス，カナダなどは殺人国であり，デンマーク，スペイン，ノルウェーなどは非殺人国である．では，自殺についてはどうであろうか．表2によると，ハンガリーやオーストリアなどは自殺率が高いので「自殺国」，またスペイン，イタリア，イギリス，ノルウェーなどは自殺率が低いので「非自殺国」といえる．

一般的にいえば，殺人の多い国は自殺が低く，逆もまたある程度いえるのであるが，国によっては必ずしもそうではない．ハンガリーやスイスは殺人も自殺も多いし，スペイン，ノルウェーなどは両者とも少ない．その意味ではハンガリーとスイスは，「自殺・殺人国」，またスペインとノルウェーは「非自殺・非殺人国」ということができよう．わが国はこういう観点にたつと，自殺が多く，殺人は少ない，典型的な自殺国だということができる．

特集・子どもの暴力

家庭内暴力の裏にひそむもの

高橋義人
湘南病院精神科医長

日本での家庭内暴力

1. はじめに

家庭内での暴力沙汰は，いまさら目新しい問題ではない．派手な夫婦げんか，継子いじめをはじめとする児童虐待，さらには，ことばでの暴力まで含めれば嫁いびりなど，日本でも家庭内暴力の歴史は古い．しかし，現代の日本で家庭内暴力ということばが日常的に使われるようになったのは，近年になって子どもの，親への暴力問題が目立ちはじめたのがきっかけである．

昭和37～38年ごろから，相談機関の窓口に奇妙な相談が持ち込まれはじめた．きちんと学校へも通っているし，成績も悪くないし，いわば外では問題のない子が，家では母親に対して殴る，蹴るの暴力をふるうという相談である．警視庁の少年相談室では，これまでにないパターンの問題として「家庭内暴力」という分類を新たに設けたという．

あまりの暴力にたまりかねて110番すれば，訪ねてきたお巡りさんに当の子どもが応対に出て，ケロッとした顔で「なにかあったのですか」と聞く．お巡りさんは首をかしげながらその場を去るといった場面が，そこらで見かけられたようである．

この問題は，昭和42年には新聞や週刊誌にも取り上げられ，それをきっかけに相談する方法を知らなかった家庭の問題も表面に出てきた．

2. 背景

子どもの暴力の問題を抱えてうろたえている家庭の状況をよく調べてみると，構造上の歪みがみられ，ことに母子関係のあり方の問題が印象づけられる．この点についてもう少しくわしく触れてみよう．

昭和20年に日本は米国に対して降伏し，建国以来はじめての敗戦を経験した．戦争末期から終戦後数年間にわたる物質面での厳しい耐乏生活は，世人の記憶に生なましい．しかし，元来勤勉な国民性をもつ日本人は，終戦直後の焼け跡の中から祖国再建の意気込みに燃え，徐々に国力を回復していった．昭和25年にはじまった朝鮮戦争による特需景気が，大きな足がかりになったという．ことに昭和30年代後半に入ってからの国家経済の高度成長ぶりはめざましく，これに伴う日本の社会変動の激しさは世界でも類をみないといわれる．社会変動の影響を一番敏感に受け止めるのが若い世代だから，いろいろな，青少年をめぐっての社会問題が醸成されていったのも当然の結果だったのかもしれない．非行，シンナー

や睡眠剤などの薬物による遊び，校内暴力，自殺，登校拒否，心身症などなどが次つぎに話題にのぼってきた．家庭内暴力もそうした話題の１つである．

終戦後の日本が体験した社会変動の１つは，家庭の構造の変化である．次第に核家族化が進み，昭和54年度の調査では１世帯平均人員は3.3人と報告されている．このように核家族化が進む以前には，青少年の問題行動を考える場合の参考としてよく同胞数とか同胞順位が問題にされ，ひとりっ子とか末っ子に問題が集まることから，そこから養育上の問題がうんぬんされることが多かった。しかし，最近では子どもの中でひとりっ子とか末っ子の占める割合が以前より圧倒的にふえているため，こうした視点からの問題のとらえ方はあまり重要な意味をもたなくなってきたといえよう．むしろ，ひとりっ子や末っ子がふえたことが１つの問題である．

次にあげられるのは，電化された生活の中で主婦の余暇の時間が豊かになったことである．その貴重な余暇を数少ない子どもへの過保護，過干渉な接し方に費している母親があまりにも多い．

父親は職場では有能な人であっても，仕事の疲れもあるのか家では余計な口をきかぬ影の薄い存在であることが多い．母と子の密着しすぎた関係に内心の批判はあっても，口に出すことをためらってしまう．後ろ姿で物を教えるといわれた日本の父親の威厳は今は求め得べくもない．

国民の所得がふえ，貧富の格差が狭まってきたことも大きな特徴であろう．現代の日本では，国民の９割強が中流意識をもっているといわれる．中流意識をもっているから，子弟に十分な学歴を歩ませよ

いじめ方もエスカレートして

うという期待も強くなり，子どもを受験のための緊張に駆り立てる家庭がふえてきている．

学校教育のあり方も忘れてはならぬ話題の１つである．高度成長時代には，企業の第一線では有能な英才を待望することになる．学校教育の焦点も英才教育にしぼられ，学校は優等生にとっては居心地のよい世界だが，やや能力的に及ばない者とか，まったく落ちこぼれた子どもたちにとっては，極めて居心地の悪い場所になってきた．こうした社会構造の変化が，いろいろな青少年の問題づくりに一役買ってくる．落ちこぼれた連中はシンナーや睡眠薬遊びで憂さ晴らしをしたり，グループで暴走や非行に走ったりする．やや能力的に及ばない子どもの場合，中３，高１と学年が進むにつれ，それなりの努力をはらっても期待した成果が得られないことで挫折感を持ちはじめ，次第にいらだちを深め，一部の者は家庭内暴力をふるう破目になってくる．

3．　家庭内暴力少年の様相

家庭の中で物をこわしたり，母親の身体に暴力をふるいながら，彼らは「おれをこんなにしやがって，

てめえなんか死んじまえばいいんだ」といったことを口にしつづける．いってみれば，被害者の意識で加害者と考える親に対して暴力をふるっているわけである．

なんとなくいらいらしてみえる状態から，いきなり親への暴言，物をこわすといった暴力がはじまってくるわけだから，母親の立場としては，受験の緊張で頭がおかしくなったのではないか，と考えてしまうのも無理からぬことかもしれない．しかし，幼時からの親子関係にさかのぼってくわしく事情を聞いているうちに，次第に本人の心理状態の輪郭が親にものみこめてくる．

母親の過保護，過干渉な接し方が，子どもの自立に向かう健全な精神発達を妨げ，依存的でひ弱な人格にしてしまっており，母親の過剰な期待と実力のアンバランスから挫折感が芽生え，次第に肥大してどこかで爆発してしまうわけである．

彼らの多くは緊張した精神状態の中で，神経症的な訴えをもったり，心身症的な症状を示したりする．たとえば，激しい不潔恐怖症状を示す例が少なくない．父親が本人の持ち物にさわるのを「汚ない，さわるな」と激怒したりする．身体的特徴とか外見に極端なこだわりを示す例も多い．

顔面のニキビの痕跡にこだわり，「美容整形をするから金を出せ．このままではおれの人生は暗闇だ」と騒いだ例もある．幼い時の骨折のくっつき具合がみっともないからと再手術を親に迫る．「背が低いのは親のせいだ．どうしてくれる」と荒れる．

慢性的に胃がもたれる，下痢する，便秘する，頭痛がするなど心身症的な訴えをみせる子どももいる．

4．治療をめぐって

本人が気にしている愁訴を手がかりにして，受診をすすめるが，なかなか成功はしない．

彼らは要するに親の誤まった養育の被害者なのだという考えで頭がいっぱいなのであって，だからもし治療が必要だとすれば，それは親のほうで自分たちではないと考えるわけである．

子どもの家庭内暴力の問題は，最初，外では問題のない子だが，家では乱暴の限りをつくす奇妙な子どもの問題として登場してきたわけだが，17～18年の経過の中でだいぶ様子も違ってきた．

昭和53年1月より54年8月までのあいだに，全国の婦人補導員が取り扱った家庭内暴力の事例は，警察庁が実施したアンケート調査（表1）によると総

表1　男女別

	実　数	比　率（%）
男　子	857	81.5
女　子	194	18.5
合　計	1,051	100.0

数は1,051例であり，男女別では男子が81.5パーセントと圧倒的に多数を占めていた．さらに，家庭内暴力とほかの問題行動との結びつきについて調べてみると（表2），最初からの話題であったいわゆる「外では問題のない子」の例はわずかに19.1パーセントにしか過ぎず，大半が登校拒否とか非行を伴っている状況が数のうえではっきりしてきた．

家庭内暴力少年の治療は，なかなか本人が治療の場に姿を現さないため，親の相談にはじまり，親への治療的働きかけのみで終わることも多く，それだけで一応の治療上の目的を達することも少なくない．

表2　暴力の類型

男女別 / 行為の別	男子		女子		合計	
	実数	比率(%)	実数	比率(%)	実数	比率(%)
イ家庭内暴力のみ	177	20.7	24	12.4	201	19.1
ロ家庭内暴力＋登校拒否	184	21.5	35	18.0	219	20.8
ハ家庭内暴力＋登校拒否非行	146	17.0	38	19.5	184	17.5
ニ家庭内暴力＋非行	350	40.8	97	50.1	447	42.6
合計	857	100.0	194	100.0	1,051	100.0

治療に際しては，治療の目標と予後が問題になってくる．ようするに，どこまで治療し，治療したあとがどういう経過をたどるかということである．

親は当然問題の早期解決を期待し，即効薬を求める．しかし，15～16年かかって出来上がった問題の解決には，やはり15～16年かかるものと覚悟してほしいと申し渡さざるを得ない．

家庭内暴力の場合は，まず子どもの暴力行為自体を鎮火させる方向に治療の焦点が向けられることは当然であろう．そして，親の考え方，あるいは子どもへの接し方について具体的なアドバイスを与えることで，比較的短期間のあいだにこの第1目標への到達に成功する場合も少なくない．しかし，最近のように登校拒否を伴っている例がふえてきたりすると，暴力行為はなんとかおさまったけれども，その後長期間家に閉じこもりっきりの生活が待っていたりする．定期的に親と面接を重ね，本人の生活ぶりの細かい点を報告してもらい，気長に治療上の方向づけを検討していくことになる．

暴力行為がエスカレートする一方で，親への働きかけだけでは十分な期待をもてないとき，入院治療が必要になる場合も生じてくる．この場合，なんとか病院まで本人をよこしてもらい，長時間説得すれば，入院についての本人の同意が得られる場合が多いが，最後まで同意が得られず，強制的な形をとらざるを得なくなることもある．とにかく，来院した本人にはじめて会ってみると，青白いやせた子どもであったり，身体だけは大きくてもおどおどしていて，まったく威圧感を感じさせない子どもであったりする．なぜこの子どもたちにああまでおとなである親がふりまわされねばならないのか，と首をかしげる場合が多い．

暴力的な緊張状況を回避するためのごく短期間の入院は，その後の親子関係をかえって悪化させる結果に終わるだけのことが多い．入院させた以上はある程度の時間をかけて本人の心境の整理を手伝い，集団の中で生活訓練をすると同時に，両親に対しても心理的な指導を熱心に行い，親子関係の改善をはかっていくことになる．定期的に本人，家族，治療者が集まって合同面接を実施し，その場でのやりとりの中から，治療の進展状況を打診していくことになる．

家庭内暴力問題も治療上の話題になってから，17～18年を経過しているわけだから，一応治療の予後

について語ってもよい時期にきているわけだが，この問題を長く手がけている人に聞いてみても，まとまった意見は得られない．治療後の連絡が絶たれている例が多く，また問題の性質上，予後調査の実施も困難なためである．

アメリカでの家庭内暴力

どうやらアメリカでも家庭内の暴力問題には手を焼いているようである．1974年には『Violence in the Family』という社会学者の共著が公刊され，アメリカでの家庭内暴力の実情が報告されている．

アメリカの家族社会学の権威者の１人であるStraūs教授に師事した熊谷文枝氏の報告によれば，アメリカでの全国的な調査の結果では，10のうち１つ，つまり１割の家庭が家庭内暴力の問題を抱えているという．内容的にはいろいろの種類があり，児童虐待，夫婦間の暴力，年老いた親に対する成人した子どもの暴力などがアメリカの家庭ではみられ，この点，洋の東西を問わず，日本の場合と大きな事情の差はない．また未成年者の，親に対する暴力もふえてきているが，これは日本の場合とは内容を異にするようである．

アメリカの場合も社会変動は激しいわけだが，とくに1960年代以降に生まれた物質文明重視の若者文化は，第２次大戦を体験した親とのあいだに越えにくい溝をつくった．

そして，アメリカの青年の解放的な男女交際が親の意見の争点となり，エスカレートして暴力沙汰なることが多いようだ．

熊谷氏はさらに，教育制度と教育内容の相違からアメリカでは日本と同様な形での子どもから親に対しての家庭内暴力はまず存在しないと思うと述べている．そして，頭でっかちの不発育なだだっ子を生み出す日本の教育制度と，ふつうの頭だけれども，均斉のとれた健康優良児を社会に送り出すアメリカのそれとは，どちらが望ましいかは明らかだと痛烈に，日本の教育制度を批判している．

韓国と西ドイツでの家庭内暴力

小倉清氏は，1978年にメルボルンで開かれた国際児童精神医学会での討論に参加し，そこから得られた印象として，母親に乱暴する子どもがふえているのは日本，韓国，西ドイツであると述べている．そして，高度経済成長，高学歴志向，勉強至上主義の教育などが３つの国に共通した構造であると，その背景について指摘している．この点については，いまだに文献を入手できず，細かい事情はわからないが興味をひく報告といえよう．

おわりに

「光ある所，陰影深し」という．

豊かな物質文明の陰で，圧縮された精神が発する叫びから顔をそむけることは許されない．日本が生み出した奇妙な社会現象といえる家庭内暴力の問題を中心に，わかる範囲で，諸外国の事情にも触れ私見をのべてみた．

〈参考文献〉
熊谷文枝：「東京青年」東京キリスト教青年会，No107，1979．
小倉　清：『臨床精神医学論集』星和書店，1980．
高橋義人：「家庭内暴力に関する調査研究」総理府青少年対策本部，1980．
Sūzanne K.Steiumetz,blurray A.Straūs:『Violence in the Family』Harper&Row, Publishers, Inc., New York, 1974.

日本の学校内暴力の現状

大沢正治
教育庁指導部中学校教育指導課
指導主事

1．　学校内暴力の実態と傾向

最近，子どもの暴力に関する事件がたびたびマスコミで報道され，世の関心も寄せられている．事件の内容や性格はそれぞれ異なっているが，子どもが相互に，また親や教師を含めたおとなに対して暴力をふるうという事件が多くなってきたことは事実である．このような状況にあって，ここでは学校内における子どもの暴力に限って述べたい．

(1)集団による行動の増加

暴力をふるう生徒たちは，その多くがグループによって行動している．そのグループも長期間同じ仲間でというよりも，離合集散のはげしい変化の多いグループ構成で，そのボスにあたる生徒は，転々と他のグループとかかわっているという状況がみられる．この点については，従来よくいわれていた番長を中心にしたなわばり的な組織の動きとは少し違っているように思える．暴力のふるい方も，手下にあたる者が行動し，中心的なリーダーは指示をして自らは手を下さない．

(2)組織構成は広域化し，上下のつながりをもつ

以前は，学級の中でのグループが中心であったが，いまは他学級，学年をはじめ他の学校や上下のつながり，つまり小－中－高やさらに校外の組織とつながることが珍しくない。このようにいわゆるバックがあることから生徒は教師の少しぐらいの指導に対しては反抗し，指導に従う態度を示さない．この点は学校の苦しむ問題である．

(3)暴力行為にかかわる生徒の層が増加してきている

暴力をふるう生徒は，生徒相互，対教師にかかわらず校内の特定の生徒にかぎらず，指導にあたった教師が驚くような生徒もかかわってきている．もちろん，問題行動のおそれのあるような生徒で，日ごろから指導をうけていた者が起こす例も少なくないが，かっとなってやるというような行為の場合はその例ではない．こういう生徒は，日ごろから自分自身が何らかの悩みや不満をもち，それを発散できずにうっ積した状態にあるのが，なにかのきっかけで暴力にいたることがある．このような状態の生徒は暴力をふるうまでいかずともかなり多数存在することを知っておきたい．また，女子生徒の数も多くなっていることにも注目しておきたい．

(4)暴力の方法に危険かつ陰湿なものがみうけられる

暴力のふるい方が，以前のようなげんこつの殴り合いということだけでなく，器物を使って殴ったり，

急所をせめたりするなどかなり激しい方法がでてきている．いわゆるけんかのルールを知らないというか，少数の相手を大勢で取り囲んで暴力をふるったり，相手が抵抗しなくなっても，なおかつおそいかかるなど，行動をはじめるとブレーキがきかなくなるような状況がみられる．また，少数の弱い者をねらって事あるごとに，同一の者をいじめる，逆にいえば“いじめられっ子”的な生徒の存在も特徴のひとつである．

2．　行動の背景

生徒の暴力の原因や背景を探ることは，簡単にみえて困難な場合が多い．その理由は，行動そのものが暴力だけにかぎらず，複雑な問題がからんでいること，家庭の問題にかかわってくるとその真相が追及しにくい点，また生徒自身の意識にも明確にその要因が判明しないなど多くの問題があるからであろう．しかし，暴力行為を含めた問題行動の事例の分析により，大体次のような要因が考えられる．

(1)生徒のもつ心理的な問題がうっ積している

生徒は自らの心のうちに，さまざまな悩みや不安をかかえている．たとえば，学習成績のこと，友人関係のこと，自分の進路のことなど，人にはいえない考えや迷いも多いことであろう．それに加えて，幼時からの家庭での人間関係，とくに父母の養育態度から育てられた神経質な面，わがまま，自己を押さえる力の欠除，耐性の低さなどが関与して，自分のもつこのような問題のはけ口や方法を知らずに日を過ごして，自分でも予期しないときにそれが暴力などという形で爆発してしまう．こうした現象を考えたとき，行動そのものは突発的であっても，その要因はかなり長期間にわたって芽生え，育てられてきていたこと，そしてその過程は多くの生徒のもつものと同質の傾向といえる．

(2)心の友や師にめぐりあっていない

生徒は人間として，親友とか先輩，信頼する恩師とか，おとなに会うことを待望しているはずであり，また周囲からその手をさしのべてあげなければならない．ところが行動を起こした生徒は，友人はいるが親友ではなく，教師やおとなとの接触も意外に無器用であり口下手である．一定の人との交流も長続きしない。また，尊敬や信頼を一時的にもてる人に出会ったとしても，本人は相手が考える以上に神経質で過敏であり，好意をもつ相手のふとした言動を自分に対する悪い感情の現れとしてとらえ，ひとりよがりに解釈してその人から離れてしまう．このような生徒がよくもらす“無視された”“こけにされた”などということばの中に，小さなとげを大きくして自分自身に突き差し，その自分に怒る姿を感じさせる．

(3)非社会的な問題をもつ生徒も暴力に無関係とはいえない

暴力行為そのものは，反社会的な行動の典型にも考えられるが，それにかかわる生徒のすべてが，もともと反社会的な要因のみをもつ者ばかりとはいえない．たとえば，最近多くなっている登校拒否の生徒の中にもさまざまな形でこれに関与してくることがある．学校へこないということの原因が，真に神経症的な登校恐怖であるならともかく，耐性の低さや学校に対する不満のはけ口としての欠席なら，おおいに，行動の可能性をもっているといえよう．現

に，学校を欠席して自宅で家人に乱暴する事例も多いことから，この点に注目しておく必要が大である．

(4)生徒の心と体のバランスがとれていない

現在，一般的に生徒の体格は昔に比べて大幅に向上している．しかし，体格はよくとも体力はそれに伴っていない者が多い．いうなれば体をもてあましている状態といえよう．また体が大きいことと，心がそれに伴って成長し安定していることは，必ずしも一致しない．このようにバランスのとれない状況におかれた生徒がどのような考えをもち，どのような行動に出るかは想像できることである．しかも，心理的に追いつめられたとき，発作的な行為にいたることも容易に考えられる．

(5)学校は善悪両面にわたっての実践の場となる

集団による暴力行為は視点を変えれば，グループによる活動ともいえる．ただ，その目的や行動が問題である．しかし，現在の生徒たちはグループで学習したり，発表したり，作業するというよい意味での能力を持ち合わせていることも考えると，学校という場は生徒たちにとって，日ごろの自己の考えを実行していく格好の場であることを認識しておきたい．問題はその間違った目標やプランをたてたり，協力する方向を摘みとっていく方策の大切さである．

(6)家庭の問題に帰することが非常に多い

再三でてきたように，暴力行為の現象そのものは学校であったとしても，その要因は家庭とは切り離せない．

多くの事例では，問題生徒の家庭が放任で教育方針も不明確であることを語っている．このように主体性が乏しく，最悪の場合には崩壊家庭のようなケースは，原因としてうなずけるが，さらに問題を感ずる事例としては，親が価値観の違いという立場から，学校の協力依頼を拒んだり，金銭で子どもに満足を与えることに不自然さを感じなかったりする場合である．このような例では，家庭としてのあたたかさが少なく，一方，本人には進学や成績などについての過剰な期待をかけて苦しめ，子どもの友人や行動に干渉して，子どもの健やかな成長を自ら阻害している．子どもは両親にとって，おとなの考えた人生観のわき役にしかすぎず，主体はつねに夫婦の自分たちである，などという考え方が子どものひずみを生じさせている．

元気に騎馬戦をする子どもたち

(7)地域やマスコミの与える影響も大きい

生徒が生活する１日のうち，学校での生活をかりに８時間程度とすると，残りの16時間は家庭や地域社会の中で生活している．その間生徒がうけとるマスコミの情報はぼう大なものになる．事例調査によっても，生徒たちがこれらの情報によって影響をうけ，行動にいたっている内容も多い．個々の具体例を述べるまでもなく，現在のこのような社会環境に

よっていかに子どもたちが害され，被害者となっているかは詳述するまでもなかろう．

3．　対策の主なもの

暴力行為をおこしてしまった場合と，おこす以前の手当てとは，緊急措置と早期措置という形でその性格がかなり異なる．ここでは事件が生じないための方策について述べる．

⑴学校教育全体の中での指導対策を実行する

問題をおこしてしまう生徒も，そうでない生徒もだれもが楽しい生活を夢みて学校へくる．その希望をまず崩しはじめるのは毎日の学習，つまり各教科の勉強であり，友人であり，自分の将来の進路である．勉強がわからないことが，暴力につながることは大きな原因である．ここをよく認識して，学校は１年間の教育課程の中に計画的に生徒の指導のための方策を位置づけておくことが必要である．たとえば，個別面談，家庭訪問，進路相談などいろいろな形で生徒とふれあう計画をたてる．

また，生徒の心身のバランスのとれた成長を促す行事や活動も適切に組み入れて，変化とリズムのある学校生活を実現できるように配慮していくことも大切である．

⑵一致した校内の指導体制が功を奏する

学校には10人の理論家がいることよりも５人の実践家がいて動いたほうがうまくいくことが多い．報告事例のうち，成功した事例の中で共通していることは，学校の教職員が一致した方向を了解し行動していることである．このように一体化した指導体制の根底には，一人ひとりの教師の生活指導に対する共通理解，生徒を思う深い心情などのほかに，自信をもって指導にあたることができる安定感がある．この安定感は父母や地域に支えられる面が大きい．問題の芽を小さいうちにつみとり，毎日毎日の積み重ねを大切にしていく体制づくりこそ急務である．

⑶教師一人ひとりが生徒の心とふれあうための心がけを積み重ねる

心のふれあいとか，心の交流とかとなえられて久しいが，はたしてどの程度すすめられているだろうか．教師が生徒とこのような関係をもつためには，話術や話法の研究と実践とともに，心から生徒を理解しようとする真剣な心がけをもたなければ成立しないであろう．そのためには，まず教師が授業（各教科や道徳，特別活動を通して）を毎時間，質の高いものにする努力を怠らぬことからはじまる．いうなれば生徒一人ひとりが何らかの感銘をうけるような授業の展開が望まれるわけである．

生徒は先生に対してやさしさだけを求めてはいない．多くの調査によれば，生徒にとって先生は，"けじめがあって，きびしくするときはきびしくしてくれるような人……"をのぞんでいる．きびしさをもって生徒に接して成功するのは，日々の実践があって生徒との信頼関係が成立しているときである．

⑷情報の収集が上手で，かつその利用も上手なこと

学校が生徒を通して，また地域や父母から得る情報は貴重である．また違った意味では，関係諸機関，たとえば警察や少年センター，児童相談所などからの情報も大切である．ここまではたいていの学校はよくその収集対象として努力するが，さらに大切な情報源としては，教師のもつ情報である．教師のも

ギタークラブの子どもたち

つ観察によるデータ，生徒についての情報の量は非常に多いと同時に質の高いものであるし，またそうであらねばならない．このような情報が円滑に流れるようにするには，日常からの相互の人間関係が大切であることはいうまでもない．

収集した情報を生かすことも重要な技術である．これを効果的にすすめるために，事例会議や連絡会をもつこともよい．また，情報を一括して判断するためのシステムの常設も効果があるが，最後の決め手は一人ひとりの生徒をどの程度までよく教師が理解しているかに帰するであろう．

(5)家庭のもつべき分担と役割について学校などが指導する

事例の分析の結果では，家庭の問題が原因となっていることは先に述べたが，現在では家庭と学校が同じ領域についてしかも違った方向でそれぞれが効果の少ない結果をめざして努力している例も少なくない．たとえば，家庭で学習をさかんにさせる一方，いわゆる基本的な生活習慣を学校に指導させたり，朝食も与えずに子どもを学校へ送り出したりしている．このような混乱を整理して，学校が個々の家庭に対して役割を明確にして分担させることがポイントといえよう．子どもの食事について十分に配慮してもらうだけでも子どもにとって，たいへん幸せなことになろうし，かつ栄養が子どもの発育はもとより，行動や考え方にまで影響することは身をもって知ることであろう．

(6)地域社会のもつ教育力を地域の人が自覚し行動する必要

ある事例では，校内暴力の多発した学校の地域で住民が一体化をめざして，町の環境浄化にのりだしたところ，目にみえて暴力が減ってきたという．場所が学校であってもその母体は家庭や地域であることから，この結果にはうなずける点も多い．地域社会の環境の浄化はやさしいことではないが，暴力をなくすためには非常に大切なことである．問題の家庭が自分の子どもを自分たちの生活のわき役としてしか扱っていないと同様に，地域の住民も他人のこととして問題行動に足をふみ入れようとしている子どもたちに対して，見て見ぬふりをしているのではなかろうかとも思う．“ひと声運動”でも“たばこや不良雑誌の自動販売機撤去”でもなんでもひとつひとつからの積み重ねが功を奏することにつながる．

以上子どもの暴力，しかも学校におけることにかぎって述べはじめたが，結局は学校の外へ，問題が波及していったようである．子どもたちが1日も早くおとなと一体になった生活——心をもっとも大切にした生活——を実現させれば，子どもはすばらしい力と行動をあらわしてくれることは間違いない．

特集・子どもの暴力

日本の子どもの暴力

●校内暴力と家庭内暴力

小泉英二
東京都立教育研究所相談部長

昭和55年は中学生の校内暴力の問題が国会やジャーナリズムで大きく取り上げられた年である．一方，数年前から各種相談機関では，中学・高校生の家庭内暴力のケースが漸増し，祖母殺しや両親の殺害という形で事件化したこともあって，世の親たちの注目をあびた．

このように，日本の思春期の子どもの暴力がにわかに問題化したのは，どのような理由や原因によるものなのか，また，校内暴力と家庭内暴力とは異質のものか，それとも共通の病根をもつものと考えてよいのか，さらに，日本の子どもの暴力には，外国と比べて日本的ともいってよい特色があるのか，などという問題はいまやだれもが知りたがっている最大関心事といってよいだろう．

もちろん，この問題の分析は容易なことではない．それだけに多くの人がそれぞれの立場から推論や評論をしている段階であるが，この小論も，自分自身の臨床経験をもとにした1つの私見にすぎないことをお断りしたい．

1．暴力事件の数的実態

1．校内暴力

ひとくちに校内暴力といっているが，内容としては次の4つの種類があるといえよう．

①ボスやグループによる級友のリンチ（小学校などにもみられる“いじめっ子，いじめられっ子”の問題も含めて）

②生徒同士のけんか

③番長などの対立抗争事件．この場合は校内だけでなく，学校同士の対立や暴力団など外部勢力の介入も少なくない．

④教師に対する暴力事件

警察庁の発表した資料によると，昭和54年の1年間に学校内で起きた暴力事件は1,208件で，そのうち教師に対する暴力は，232件と前年より42件も増加している．昭和55年上半期（1月～6月）の対教師暴力事件は140件で，前年同期に比して46件，48.9パーセント増と報告されている．この数字は，警察が事件として取り扱ったものだけであるから，実態は公表数字の数十倍にのぼるだろうと警察庁は推計している．しかも，問題はたんなる量的な増加だけでなく，警察力の導入による解決を余儀なくされるほど，質的にひどくなっていることである。

2．家庭内暴力

家庭内暴力は，広義には親が子に，あるいは夫婦間の暴力もすべて含むが，狭義には子どもによる他の家庭成員（主として母親や弟妹）への暴力をいう．しかも，家庭外では，まったくふつう，もしくはおとなしくてよい子とみられている子どもが，家庭内ではほんの些細なきっかけから殴る，蹴る，物を投げる，家具や食器類を破壊するなどの乱暴をするのが特徴である．

こういうケースは，親が相談に来所しなければだれにも知られないという意味で，実態を数的に把握することは困難である．私が教育相談の仕事をはじめた昭和33～34年ごろは，年間に１件あるかどうかというくらいであったが，昭和54年度の都立教育研究所相談部で扱った数では，家庭内暴力を主訴とするものが19件，他の主訴（たとえば登校拒否）に附随して暴力のあるもの38件，合計57件に及んでいる．

２．最近の傾向

１．校内暴力について

昔でも，ガキ大将による弱い者いじめや転校生をいびるなどの現象はないわけではなかった．生徒同士のけんかにしても，あるにはあったが，おのずからルールがあり限度があった．しかし，最近の事例はやり方が陰湿の度を増し，程度もひどくなっていることが特徴であり，これは子ども同士の社会性のなさ，異年齢集団での遊びや生活体験の不足，対人共感性の乏しさなどが原因として指摘されている．

また，松元泰儀は（注１），教師への暴力について「昭和37～38年から40年代初めにかけて多発したが，そのころは，校外の不良集団と結びついた問題生徒グループによるものや，学園紛争の波及という形であった．（中略）最近のそれは，理由なき反抗や遊び的なものがめだち，弱い者が集まって，方向性のない暴力をプレイ的に行っている」と述べている．個個の事例はさまざまな場合があり，事例で具体的に明らかにすることは紙数の関係で省略するが，質的に変化していることは事実である

しかし，このような対教師暴力は，日本だけの現象ではない．時事通信の内外教育版に（注２），ニューヨーク特派員の報告として，次のような記事が紹介されている。

「ニューヨーク市では，教師に対する生徒の傷害事件は５年前に比べ1.5倍，９月からの新学期３か月間の発生件数は，昨年同期の18パーセント増と急増している．また，ブルックリン区内の学校では，教師を暴力から守るため５人単位の『特別機動隊』が編成され，事件があればその学校にかけつけ，治安が治まるまで駐在するようになっている」という．

また，新聞報道によれば，イギリスでは教師が生徒からの暴力に対する自衛策として傷害保険に加入したという記事もあった．ほかの諸外国ではどうなのか資料がないので明らかではないが，対教師暴力は日本だけの現象ではないので，世界的に共通な要因も考えられるのかもしれない．ただ，日本の中学校の暴力事件はその深刻さにおいて，アメリカほどには至っていないのではなかろうか．その差異は民族性の違い，たとえば攻撃性やその表現の仕方の違い，あるいは教師や学校の対応の仕方の差などによるのか，比較考察をしたい問題である．

２．家庭内暴力について

かつては家庭内で暴力をふるう子といえば，乱暴で親のいうことをきかず，怠学や夜遊び，不良交友，無断外泊などで親を困らせ，次第に非行化したりするケースによくみられた．

しかし，この数年来問題にされている家庭内暴力のケースは，家庭外ではおとなしくよい子とみられ，また家庭内でも，思春期までは反抗もいたずらもせず，手のかからないよい子であったという点が特徴的である．発症は，中学１～２年生から高校２年生ころが多いが，それまでは「この子がこんなふうに変貌するなんてまったく想像もつかなかった」と訴える母親が多い．

さらに，稲村博氏(注３)はその著『家庭内暴力』のはしがきに次のように特徴を指摘している．

「家庭内暴力は，きわめて今日的な現象である．しかもとくに注目されるのは，急速に数が増えている点と，ほとんどわが国に独特な現象とみられる点とである」

家庭内暴力は，都市化，核家族化という社会的要因に加えて，高学歴志向のため激化する受験戦争のために，母親が懸命に育てた結果，母親の過干渉や支配から脱しようとして脱せられず，依存と反抗を繰り返すあわれな子どもの姿ともみられるのである．別なことばでいえば，自我同一性の獲得（自我の確立）の危機における情緒的な反応であり，それは父性欠除と，密着した母子関係という日本型親子関係から生まれる病理現象ともいえよう．おそらく，このようなケースは，諸外国ではみられぬ，日本独得の現象でないかと私は思うのである．私の経験した家庭内暴力のケースを分析すると，形成要因としての母子関係は次のようなタイプが考えられる．

①冷たくて干渉的な母子関係

父親が死亡あるいは離婚して，母親の手ひとつで育てられ，母親が子どもをかかえこみ自分の情緒の不安定さをそのまま子どもにぶつけて育てた。母親の自己中心的な感情のままに子どもを叱り，子どもの気持ちを拒否し，自分が淋しいときには子どもが嫌がっても抱きかかえたり，物を与える．子どもは母親に対する基本的信頼感も，情緒的安定感ももてず，中学生になっても幼児期と同じように勝手に支配干渉しようとする母に，まるで復讐のように暴力をふるい，かつ，得られなかったあまえを求めて母親を困らせる．

また，これほど未成熟な自己中心的な母親でなく，立派すぎるほどしっかりした教育ママの場合でも，基本的な温かい愛情やスキンシップが不足で，期待や支配，干渉が強すぎる母子関係にあると，子どもは小学校ころまでは強い母の期待を先き取りし，よい子になって反抗も甘えもせず成長する．しかし，思春期になってある挫折経験が契機となり，一度に情緒的な反応としての暴力と退行的な甘えが噴出する場合も少なくない．

②温かく保護的で干渉の強い母子関係

子ども上位で，子どもの欲求を先き取りし，失敗や自立の機会も与えずに育てると，幼少期はよい子として育つが，耐性も不足で，自我も確立していないため，挫折体験を契機に混乱と不安定に陥る．母親は相変わらず，幼少期と同じ態度で接しようとするので，母親の過干渉からのがれようと反抗し，暴力をふるうが，依存関係からは脱け出せない．その

やり切れなさ，いらだちを依存の対象である母にぶつけて発散するという形で暴力が激化する．反面，母親にすがりまといつく．

以上の２つの母子関係は，祖父母の存在によって強められることが少なくない．①の場合は，祖父母がいるために母親としての温かい，しかも責任のある態度でしつけられず，温かさのない，表面的な母としての役割で育てることになるので，子どもは愛情的な飢餓と冷たい干渉に対して反発する．②の場合は，祖父母の存在が母親の過干渉や過保護に加わって倍加する．

また，受験競争も家庭内暴力を誘発する要因の１つとして無視できない．受験のために，母親の干渉，支配がいっそう強くなったり，逆に特別待遇を許すことになって，従属的な関係に逆転したりすることが契機になることもある．受験の失敗や，入学後の成績維持の困難さ，友人関係での失敗や孤立が挫折の契機となることもある．

もう１つ忘れてならないことは，以上のような母子関係を助長する要因としての，父親の存在の希薄さ，役割の不足がある．

３．原因の分析

以上のように校内暴力と家庭内暴力を比較してみると，そこに共通の要因と異質な点を見出すことができると思われる．

１．異質な点としては，親子関係のあり方が異なっている．校内暴力を起こすケースの親子関係は，家庭内暴力のそれのように，母子関係の濃厚さはみられないケースが多い．どちらかといえば，放任，夫婦の不和，家庭崩壊，厳格などのケースが多く，親に依存し甘えられない．したがって，学校での友人関係，教師との関係に期待するものが多く，そこで代償的に満足を求めようとする．欲求充足がえられない場合は，相手に攻撃を加えたり，同じように不適応な仲間と結びついたり，ボス化することによって自己を顕示しようとする．

家庭内暴力のケースは，家族，とくに母親への依存が可能であり，甘えを求めることができる．そして攻撃も家族であるからこそ可能である．自立心の乏しい，未成熟なパーソナリティとして安心して攻撃し，甘えられる対象は家族以外に求められないのである，と考えられないだろうか．

したがって，もう１つの異質な点は本人の性格傾向にあるといえよう．校内暴力のケースのほうが，親から自立し，外向的で，エネルギーも強いが，家庭内暴力のケースはその反対である．このような傾向は当然生育歴や親の養育態度，親子関係の違いによることはもちろんであるが，生来の性格傾向（持ち味）も否定できないのではなかろうか．

２．校内暴力と家庭内暴力の共通の要因としては，次のような点があげられよう．

〈基本的要因〉

①成績優位，卒業後は経済優位を求める単一的な価値観

学校での学業の落ちこぼれ，受験の失敗，就職への進路決定は，仲間からの脱落や挫折を意味するというような周囲の見方と本人の感じ方．そのために子どもは劣等感や焦りを強く感じ，自己の存在理由を失ってしまう．

②子ども同士の集団生活の経験の乏しさ

子どもは子どもだけの集団生活を経験することによって社会性を伸長する．がまんすること，協力，自己犠牲，同情，自他の尊重などを，体験を通して身につけ，集団の一員として自己を主張し，集団のルールを守れるようになる．けんかのルールも覚え，とるべきでない手段や守るべき限度を心得る．最近の子どもはこのような実際体験なしに，テレビやマンガで覚えた極端な攻撃の手段にすぐとびつく．

③子どものエネルギー発散の場と対象がないこと

幼児期からおけいこや塾に通い，子どもが自由に遊びまわれる空間と時間を侵蝕され，テレビ，ステレオ，玩具などで静的，受動的な遊びにひたることが多い．青少年のありあまるエネルギーと若さを燃焼する場と時間が不足している．

④子どもは管理され干渉されすぎていること

学校でも家庭でも，おとなの目が行き届きすぎ，細かい点まで規制し，注意をする．子どもはそのようなおとなの干渉に反発し，反抗を試みたくなる．ところが，おとなは子どもを信頼せずまかそうとしない．信頼されまかされることによって，多少の試行錯誤はあっても，信頼にこたえられる力がのびていくのだが，おとなは待ってくれない．

⑤身体的成熟の加速現象とともに，精神的成熟のおくれによるアンバランスが生じる．

〈自我成熟のプロセスとして〉

青年期の課題は，自我同一性の獲得にある．他人と異なる自分自身の存在理由を確立し，他人と共存しながら自分を一貫して統合していけるものを得るまで，試行錯誤をする時期である．そのために，自我意識にめざめ，親から離脱しようとするが，自立と依存の矛盾からうまく脱却できないため，悩み，攻撃をしたり，甘えたり，逃避したりいろんな反応をする．親や教師への暴力も，青年期の課題克服のプロセスにおけるもがき，とみられる点は共通している．

その手段が非合理的なものであるため，そのまま容認はできないが，暴力をおさえつけるだけでは解決はされない．いかにして，暴力をふるう生徒に生きる目標と充実感を見つけてやる援助ができるかが，肝要な点である．

〈対応する側の態度として〉

校内暴力では教師が，家庭内暴力では親がどのような態度で対応するかが問題である．愛情と信頼関係なしに外的権威で威圧しようとしたり，誠意と信念のない態度で，その場だけをとりつくろうとすれば，暴力はエスカレートする一方である．暴力行為に対して，毅然たる態度や処置をとる必要はあるが，行為の背後にある青年の気持ち，求めているものをしっかり把握し，その充足を真剣に，ともに考えてやる必要があろう．

人間にとって攻撃性は必要なものである．思春期の暴力は，子どもが歪みをもちつつも，なんとか正常化しようとするエネルギーを残存している証拠である．

暴力もふるえなくなったとき，子どものエネルギーは死んでしまうのではなかろうか．

(注)

注1　尾久孝夫他『学校内暴力・家庭内暴力』第1章P7　有斐閣
注2　「内外教育」昭和55年12月23日第3208号P15　時事通信
注3　稲村博『家庭内暴力』　新曜社

特集・子どもの暴力

暴　走　族

田村雅幸
科学警察研究所環境研究室

暴走族の暴力

1960年ごろから，少年非行の世界では暴力的な事件が減少してくる．たとえば，60年ごろには少年による殺人事件の検挙者数は年間400人台であったが，現在では80人台と約5分の1に減少している．ほかの凶悪犯罪である強盗もほぼ5分の1，強姦も4分の1と殺人と同様の減少ぶりを示している．また，暴行や傷害などの粗暴犯罪も当時の約2分の1と，少年非行の非暴力化傾向は著しい．その原因をひとことでいいあらわすことはむずかしいが，非行の背景となる要因としてこれまで考えられていた欠損家庭と貧困家庭とが，ともに当時と比べて大幅に減少したことが指摘できるだろう．少なくとも最低限の社会化はすませてきた少年たちが，非行者となっていることを意味する．もう1つの大きな違いは，高校進学率や大学進学率の上昇により，少年の大多数が学校という教育の場にあって，社会の波風にあたらない保護的な環境におかれていることがあげられるだろう．

この間，少年たちの暴力は家庭内暴力とか学校内暴力とか保護的な領域内での暴力，別な言い方をすれば甘えの許される場における暴力の発揮，という型に変質してきている．そうした少年非行の非暴力化と，いわば暴力が陰湿化したなかにあって，暴走族だけが，あけすけに暴力を表現している少年たちであるといえるのではないか．

暴走族の暴力の第1の特徴は数の暴力である．一般市民の暴走族に対する迷惑感や不安感は強い．騒音，交通妨害，危険な運転など，暴走族に対する市民のいきどおりを直接彼らにぶつけることはできない．彼らは集団の暴力を予想させることによって，市民の反感を封殺している．その第2は群衆をまじえた騒乱事件をひき起こすことである．最近では，警察の取り締まりによって少なくなったが，路上のサーキット行為やお祭りの場への侵入など，警官が制止に入るのをきっかけに野次馬をまじえて投石，放火など群衆騒乱事件が，これまで各地で見られていた．

暴走族の暴力の第3の特徴は集団の勢力争い，けんかの仕返し，走行中のトラブルなどから発生する対立抗争である．100人以上が検挙されるという事件も少なくない．そしてその第4は一般の人やドライバー相手に行う暴力事件である．しかし，そこでは暴走族であることから生じた事件という必然性はない．一般の非行者がたまたま暴走族に入っていた

夜を走る暴走族

と，見たほうが理解しやすい場合が多い．

暴走族の横顔

「一人ひとりはごく普通の少年だが，集団になると手がつけられない」と，暴走族の少年の表現によく使われている．まさしくそのとおりで，集団が彼らの無責任性，群衆心理を助長する．同時に車やオートバイの高速運転や危険な遊戯，アクロバット的な運転，強烈な爆発音は「めまいの遊び」と呼ばれるように日常的な感覚をマヒさせ，社会生活の規範や道徳を忘れさせる．

アメリカでも，かなり昔から車やオートバイが生きがいという若者は多かったようで，ここでは少し古いデータであるが，ニーブルスという人の調べたホットロッダーの人格像と日本の暴走族とを比較してみよう．

まず，①身体つきは，ホットロッダーは発達していて強健であるといわれるが，暴走族は同世代の平均をやや下まわり，細く，弱よわしい．

②家庭環境はアメリカでは中流で，幼少期に母とのあいだが緊張関係にあり，強制的なしつけをうけ，愛情欲求が満足させられなかったというが，日本では緊張関係というよりは親の過保護と，子どもへの無力（安易にオートバイを買い与えたり，子どもの暴走族への加入を止められないなど），そして，子どもの側からは親に対する甘えがあり，家庭環境は中流のやや下のあたりといえるだろう．

③車への関心が早く，14歳くらいで運転をはじめる．体がいいのに闘争的スポーツを好まず，読書や文学を好まず，機械いじりが好きで，言語能力は劣る．暴走族も同様で，車以外はまったく無趣味，興味や努力がほかの方向にはほとんど向けられない．

④性格はアメリカの場合，小さいころから攻撃的であるのに対し，日本の場合は個人的には攻撃的とはいえず，頼りない，付和雷同的な性格である．

⑤車が，自分の身体イメージの一部になっているというのは日米同様である．

⑥ホットロッダーは自己破壊的な傾向にあり，ニアミスがたまらないスリルであるが，運転技術によって切り抜け，実際の事故は少ないという．暴走族は無謀運転と技術の未熟が重なって，半数の者に事故経験が，３分の１の者にケガの経験があり，危険が魅力と考えている者は少数である．

以上の比較で明らかなように，ホットロッダーの場合は身体は発達していて強健であり，攻撃的性格は幼少期からの母との関係で作られ，自己破壊的傾向があるなど，暴力というイメージが個人にあてはまる．一方，暴走族の場合，身体は弱よわしく，甘やかされて育ち，性格も攻撃的というよりは頼りな

取り締まりを受ける暴走族

い感じで，およそ暴力的というイメージからは遠い少年たちである．暴走族の暴力は集団としての暴力であろう．

集団化の背景

少年たちが暴走族として活動する期間は，17～18歳ころを中心にした「1年，長くて2年の突っ張り」である．8割方が1年程度の活動でやめていく．この活動期間の短かさが，生まれては消滅していく暴走族グループの流動性，集団性の弱さを規定しているが，5年以上も存続している大規模なグループでは，リーダーや中心的メンバーに固定的な層がいて，下部のメンバーを新陳代謝しながら，組織は存続してゆく．集団化の基礎は中学時代の同級生など地縁的なものが強い．

5年前の調査によれば，暴走族の社会的身分は高校生が3割，大学生はごくわずかで，ほかは社会人と無職の青少年（20歳以上は15パーセント）である．

学生層を除いた暴走族の学歴は，中学卒業40パーセント，高校中退32パーセント，高校卒業26パーセント，高卒以上2パーセントであり，中卒と高校中退が多い．そうしたことから，暴走族に対して学歴重視の競争社会からドロップアウトした青少年の，欲求不満の表現であるという指摘もなされている．彼ら（高校生）は単車に乗っているときこそ狂っているものの，家に帰れば大学受験，就職と，一応のラインからはみ出してはいない．卒業と同時に，いままでのことがバカみたい，そんな顔しておとなの世界に首を突っこんでいく．彼らのあいだでは，完全にドロップアウトした者と，一応のラインを確保しつつ「狂って」いる者とのあいだには大きな差がある．

暴走族の問題は，これからは高校生よりもむしろ無職者を含めた若年社会人の問題として，考えねばならない．

同世代の若者の多くが，高校や大学という教育の場で青年期のモラトリアムを享受しているのに対して，中卒や高校中退で中小企業にいく彼らには，同年齢の同僚も少なく，スポーツをする場もないなど，社会的な施策も著しく不足している．そんな中で，暴走族だけが共通の話題をもって集まることのできる唯一の場になっている．車やオートバイは，むしろ仲間と結びつける媒介物であり，仲間との交渉の結果として車に対する異常な愛着ぶりも生じてくる．「若いからできる」「やがてはやめる」とはよく聞かれる．先輩があり，後輩がある高校生が運動クラブで味わうような人間関係を，彼らは暴走族のなかに求めている．それは一歩先に社会に出てしまった少年たちの切実な欲求であり，モラトリアムの時期を延長させようとする試みでもあろう．

特集・子どもの暴力

アメリカにおける子どもとテレビ暴力

佐藤晴夫
東洋大学教授

テレビと暴力

アメリカの平均的な子どもたちは，高校を卒業するまでにおおよそ1万5,000時間テレビを見るといわれている．一方，学校での学習時間はおおよそ1万1,000時間だという．そして，テレビを通じて1万8,000の殺人場面と，その他の無数の強盗・強姦・暴行・傷害・拷問などの場面を見ているといわれている．

このようにテレビで殺人場面を見ている子どもが，ある時，テレビの殺人場面を真似て友だちを殺してしまった．ところがその子どもは「テレビの画面で殺される俳優は，また別の番組にでてくるので，友だちもきっと起き上がってまた自分と遊んでくれると思った」といったというのである．また，9歳になる女の子を殺された親は，暴力番組に原因があるとしてテレビ局を告訴している．この訴訟の過程で，加害者の3人の少年は番組で見た攻撃方法を真似したことを認めたというのである．

このようにテレビを真似て事件を起こすということが各地で相次いだために，テレビ暴力(Televiolence)ということばも生まれている．全米医師会長は「テレビ暴力は精神衛生の問題であり，企業の公害以上に，深刻に社会の空気を汚染させる環境問題である．テレビ局は番組の方針を再検討せよ」と迫り，また，警察署長協会は「テレビは犯罪教育を実施しているカレッジだ」ときめつけ，全米PTAは暴力番組のスポンサーとなっている企業の製品をボイコットする運動を起こしている．

テレビ功罪論争

こうした一連の動きのなかから，テレビ局と人びとの間に様ざまな論争がはじまったのである．そのいくつかをあげると，

1．テレビ側：子どもたちはテレビが現実を映していないことを知っているから，テレビの影響は少ないはずだ．

人びと：特に小さい子どもは現実とテレビの場面を区別することができない．スポンサーとテレビ局が一生懸命CMを流すのは「見ることは信ずることである」と考えているからではないのか．

2．テレビ側：暴力を見ることで自分の内部の攻撃衝動の一部を放出することができるから，テレビは見る人にとってカタルシスとして役に立つはずだ．

人びと：それはフロイドが賛成するような意見だが，

レクリエーションの手段の1つとしてテレビの価値をよく知っているおとななならともかく，子どもに対してそんな考え方は通用しない．

3．テレビ側：テレビ暴力は実社会に広まっている暴力傾向の反映である．

人びと：社会に暴力が広まっているのは確かだが，テレビは現実を誇張しすぎている．たとえば，テレビに映し出される犯罪の14パーセントは殺人だが，実際には殺人は全犯罪の0.65パーセントでしかない．また，テレビでは75パーセント以上の警察官が銃器を使用しているが，実際には警察官はめったに銃器を使用するものではない．

4．テレビ側：われわれは大衆が欲しているものを提供しているのだ．

人びと：いや，それはテレビの押しつけだ．杭につながれた牛は届く範囲だけの草しか食べられないのであって，けっして牛はその草だけがおいしくて食べているわけではない．

5．テレビ側：われわれには表現の自由がある．

人びと：多くの善良なアメリカ市民は，テレビ暴力が茶の間にほしいままに侵入してくるのを，表現の自由だ，バンザイだと考えてはいない．テレビ局は暴力についてはポルノに対するのと同じような態度をとってほしい．

6．テレビ側：テレビ暴力が実害を及ぼすという証明がない．

人びと：それについては，これまで500以上の研究が行われていて，テレビ暴力の影響性を証明している．こうした心理学者や教育学者の研究のおかげで，あるテレビ局は暴力番組のかわりに「セサミストリート」や「電気会社」など子どもの学習を効果的にする番組を放送するようになった．

子どもたちはテレビ暴力をじっとみている

こうした論争が盛んに繰り広げられているが，いまのところ，この論争はなかなかおさまりそうにない．それは，競争社会であるアメリカにおいてはその善悪はともかくとしても，コマーシャリズムを否定することは，すなわちアメリカそのものの活力を否定することにつながるからでもある．

ところで，こうしたテレビ暴力に関する研究のきっかけになったのは，1966年のバンデューラと彼の同僚たちの実験であった．彼らは子どもたちに，おとなのモデルがふくらんだ大きなゴム人形をけっとばしたり，叩いたり，人形の上にどっかりと座ったりしている映画を見せて，同じゴム人形やほかの玩具のおいてある部屋でその子どもたちを遊ばせたの

である．すると子どもたちはおとなのモデルの真似をして，ゴム人形を叩いたり，けとばしたりした．

一方，映画を見なかった子どもたちを同じ部屋で遊ばせてみると，その子どもたちは，前の映画を見た子どもたちのような攻撃行動を示さなかったというのである．つまり，この実験の結果では，子どもは行動の学習にあたって，モデル（たとえばおとな，仲間，テレビや本にでてくる人物など）の行動を観察し，模倣するということはをっきり示したのである（これと同じ現象はおとなの場合でもある．たとえば，男性のパーマネントファッションなど）．

さて，バンデューラなどのアプローチによって，観察学習理論が生まれてくるのであるが，その後も様ざまな研究がなされ，その結果，テレビ暴力の子どもたちに対する影響が次つぎと明らかにされている．たとえば，

1．子どもたちにテレビ暴力を見せると，皮フ電気反応や心拍動に著しい変化が表れる．つまり，テレビ暴力は子どもの情動を喚起させるのである．

2．テレビ暴力にさらされているうちに，子どもたちは新しいスタイルの攻撃行動を学習する．これは子どもたちの遊びを注意深く観察すればすぐ気がつくだろう（写真参照）．

3．テレビ暴力にさらされていると，子どもたちの暴力に対する抑止力が弱まっていく．テレビでおとながやっているのだから，ぼくだってやっていいだろう，こうした子どもの理由づけはもっともである．

4．テレビ暴力は子どもの暴力に対する情動を次第に鈍麻させていく．つまり暴力不感症になってしまう．対人関係における暴力に慣れた子どもは，友だちがいじめられているのを見ても，機敏に進んで仲介に入り加害者をたしなめたり，被害者を援助したりする傾向が見られなくなってしまう．

5．テレビ暴力は，子どもの葛藤解決に対する考え方をねじまげてしまう．たとえば，テレビでは「正義の味方」が悪い連中を暴力的な手段でやっつける場面が多すぎ，こうした行動を見なれている子どもは，その行動を道徳的に正当化してしまう．

テレビに支配されてしまうと，子どもたちは暴力傾向を助長されるばかりでなく，読み・書きや考える能力が失われ，親との対話の機会を奪われ，しかも，運動不足になり，創造性に乏しくなる．

こうしたことから，アメリカでは「アメリカの子どもをテレビから守れ，さもなければアメリカの子どもはテレビによって破壊されてしまう」という声があがって，多くの研究者はそれを裏づける研究に取り組み，予防策を考えているようである．

しかしながら，テレビには多くのプラス面があるし，子どもの生活はもはや，テレビを無視しては語ることができないのが現実の姿である．わが国でも，テレビのあり方を考える市民団体「子どものテレビの会」が大がかりな調査を実施して，テレビのＣＭが，いかに子どもたちや親が誤解しかねないイメージを流しているか，その実態を発表している．ＣＭにかぎらず，それはテレビ暴力についても同じであって，従来のように，テレビは愚劣だ，見るにたえないなどとお高くとまった一部の識者の意見の横行はもういいかげんにやめにして，具体性のある研究調査を実施して，テレビ局とわたりあう時期に，わが国もきているのではあるまいか．

施設紹介

ボーイズタウン

(BOYS TOWN)

中山恵子
横浜家庭学校

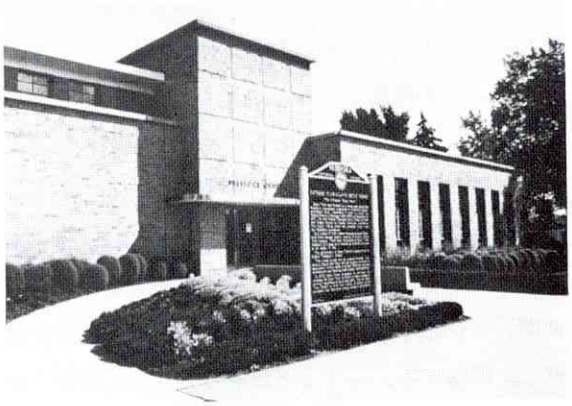

ボーイズタウンのフィラマティックセンター

フラナガン神父の〝少年の町〟として，アメリカ映画にもなった〝ボーイズタウン〟.1917年の創立以来60余年の歴史を刻んだなかで，今日どのような姿にあるかを写真と説明書による内容でたどってみたいと思う．

その近代化

1917年，アイルランドからの移民牧師であったフラナガン神父が，ネブラスカ州オマハの下町にはじめた孤児の少年たちのためのホームは，わずか4年後には郊外の農場に160エーカーの土地を見出して発展していき，この物理的拡大が国際的活動の基盤となったようである．

1948年5月15日フラナガン神父の死去により，ニコラス・H・ヴェグナーが後継者となり，1973年までの25年間その職に当たり，その間の1948年に財団の形をとることとなった．そして，1972年に理事会がボーイズタウン発展のために，2つの新しいプログラムを開始した．

それはボーイズタウンセンターとボーイズタウン研究所の設置である．

前者は，若者や家族の問題を調査研究してさらに援助していくところであり，後者は青少年とともに活動し，彼らをその家族の中で社会に適応できるように援助していくところである．

この2つの設置をみると，これは明らかに収容施設にとっては1つの近代化への大きな脱皮といえるものであると思う．その翌年，ボーイズタウンは現在の校長を迎え，たんなる収容施設としてのボーイズタウンではなく，また，当初少年の保護というのが目的であり，現実の仕事であったが，現在はさきの2つのプログラムを通じ，少年たちをも含めた若者保護という観点に立った幅広い活動をしている．

大舎制と小舎制の併用

施設の近代化を遂げたボーイズタウンは，居住に関しても1つの実践をなした．当初，5人の少年が対象であったが，人数の増加する中で大舎制をとりながら発展してきたホームが，家族型生活プログラム，すなわち小舎制をはじめたことである．

左はボーイズタウンの大きな石柱　　上はボーイズタウンの俯瞰図

年齢の低い小・中学生に関して，10人の少年たちが母親父親ともいうべきファミリーティーチャーとともに生活することにより，たくさんの必要とされる個人的な注意や世話を受けるということをその眼目に置く．そのために，従来の25のホームに新たに16のホームが加えられた．他方，年齢の高い子は大舎制の中で，個々のプライバシーを尊重されながら，自主的生活を営む形がとられている．

この大舎制の中に小舎制を取り入れた姿勢は，社会の基本的な単位としての家族の重要性を認めるということであり，また，新設されたセンターと研究所の基本的姿勢ともなっている．すなわち，今日のボーイズタウンの姿勢が家族の重要性に焦点を合わせた形になっていると認められる．

前述のような現在の姿となったボーイズタウンの実態は，160エーカーの広大な敷地の中に29の設備としてあり，まさに1つの町としての形態をなしている（写真参照）．

最後に

見学して気がついたことを1点だけ記すと，それは案内書にも明記されているが，見学コースは定められており，少年たちの居住する建物内は彼らのプライバシーを守るために見学できないとなっていることである．

欧米，日本ともほとんどの施設が現在非常に開かれて明るくなってきた中で，肝心の部分がみられないということで，なにか見学した実感のないものとなり，その理由をたずねる機会をもてなかったことが心残りとなっている．

特集・子どもの暴力

施設紹介

東京警視庁のヤング・テレホン・コーナー

田村健二
東洋大学教授

1．目的と組織

東京都で非行少年対策を中心に，最も地域と結びつき熱心に組織活動を行っているのは警視庁の少年警察の仕事である．もともとは，戦争直後の混乱による非行対策について，本部と各警察署の少年係で始めたのが嚆矢である．その後，整備されて現在は本部の防犯部少年第1課に，計画・調査・統計・広報・連絡などを行う少年対策係と，街頭補導・少年相談などを扱う補導係，家出人を扱う家出係があり，さらに同課の付置機関として，全都を6つの活動区域にわけ，より地域に密着した補導・相談・協力・調査・広報などを行う6か所の少年センターと，家出少年の一時保護のための少年保護センターが置かれている．

これらが各警察署の少年係や，各警察署長が推薦し防犯部長が委嘱する約1,000人のボランティアの少年補導員，さらには学校，児童相談所など教育や福祉に携わる各機関・団体と協力し合って，全都の少年対策に当たっているのである．

なお，本部の少年第一課には，相談活動の場として少年相談室，暴走族少年相談室，家出人相談室，そして24時間かけられる電話相談のヤング・テレホン・コーナー(03－580－4970)が設置されている．相談担当員としては少年第一課と各少年センターともに，それぞれ1～2名の心理技師と警察官数名が当たっており，専門化している．なお，本部の少年第二課では少年の福祉を害する成人犯罪の取り締まりと，犯罪少年の補導・更生に当たっている．

2．活動状況

最も感服させられるのは，地域対策にふさわしく何段階もの非行予防活動がとられている点である．

①発生予防

内容が具体的でわかりやすく的確にまとめられた各種のチラシやパンフレット，本などの発行，配布，また年間多数にわたる講演などによる非行防止の一般向け啓発，広報活動．

②前兆時の早期発見による防止

上記のパンフレットや本の中にも前兆がよくまとめられているが，そのほか，少年補導員や学校の生活指導担任と協力して行う街頭補導や，各警察署長が委嘱する約1万人の「ひと声運動推進員」による事故や非行防止の声かけ活動．

③問題発生後の手軽な電話相談による防止＝ヤング・テレホン・コーナー

現在活動中なのは全国61か所だが，これに先がけて昭和49年に発足し，昭和54年には相談件数6,111(1日平均16.7件)件であった．相談当事者は，高校生と中学生をはじめとする少年が65パーセントを占めるが，内容は，小学生と中学生は交友や異性・学業に

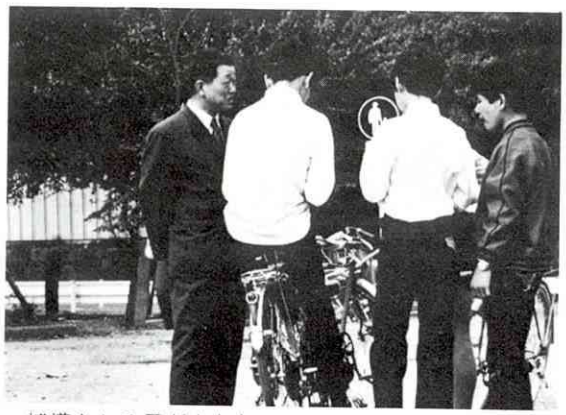
補導される子どもたち

関すること，高校生とその他は性や異性・交友に関することが多い。成人（保護者など）は35パーセントで，内容は子どものしつけや非行に関することが多い．なお全体の相談件数のうち，家庭内暴力は1.3パーセント，学校内暴力は0.1パーセント（ただし学校内での村八分やいじめは 2.8パーセント），暴走族は1.9パーセントとなっている．処理別では指導・助言が78パーセント，招致面接が３パーセント，継続相談が３パーセント，他機関への紹介が10パーセントとなっている．

④問題発生後の面接相談による防止

昭和54年の面接少年相談は3,476件で，うち各少年センターを含む少年第一課で受理したもの42パーセント，各警察署で受理したもの58パーセントとなっている．来所経路は直接来所が54パーセント，警察職員の紹介が11パーセント，教師の紹介が８パーセントである．

なおデパートでの出張相談によるものは年間６回で全体の６パーセントであった．相談当事者は中学生と高校生がそれぞれ34パーセント，小学生が12パーセント，有職少年が11パーセントとなっている．相談内容では，家出浮浪18パーセント，不良交友17パーセント，怠学９パーセント，盗癖８パーセント，薬物乱用・しつけ・暴力癖（暴力）の各７パーセントなどが多く，暴走族は４パーセントである．処理別では来室者に対して１回あるいは数回の注意・助言が44パーセント，少年自身に問題があり，招致補導したものが27パーセント，継続補導が23パーセントとなっており，また全体の中で心理鑑別を行ったものは20パーセントである．なお，電話相談に女が多かったのに対し，面接相談では男が多く，また招致補導や継続補導の多いことが目立つ．さて，こうした面接相談の効果は，以前に行った事後調査によれば，大半は良となっている．

３．今後の課題

①電話相談をより綿密な面接相談にいかに結びつけられるか．

②受験体制の中で落ちこぼれといわれ，追いこまれた子どもが非行に走らぬよう協力態勢をいかに学校や地域のあいだにつくれるか．

③子どもを孤立化させず，彼らにいかに安定した“場所”を得させるか．

周囲の心の中に，そして現実の社会の中に，彼らの安定した生産的活動と正当な待遇の場をどのように与えられるか．

④是々非々のしつけを幼時から与え得るか．

⑤反社会的集団からの分離，離脱をいかに支援できるか．

⑥関係機関相互の連携をどのようにすすめていくか．……などがある．

NGOフォーラムに参加して

（NON GOVERNMENT ORGANIZATION）

中村　悦子
作新学院女子短期大学

開会式

1980年７月14日，コペンハーゲン市内の王立図書館学校前の広場は，民族衣裳をつけた人びとでまじえ，各国の女たちであふれていました．この講堂で先ほどから国連婦人の10年中間年の世界会議に並ぶＮＧＯ（非政府機構）フォーラムの開会式が始まり，10日間にわたる女の集いの幕が上がったのです．

５年前の1975年，国連はこの年を国際婦人年としてメキシコ会議を開催し，翌76年から85年までを「国連婦人の10年」と定めました．そして「平等・発展・平和」を目標にした「世界行動計画」を採択し，各国はそれをうけて国内行動計画を練りはじめ，婦人の問題は世界的規模で動き出したのです．

80年は，その中間年にあたり催された世界会議ですが，焦点の１つには，市川房枝氏が婦人の憲法と称した「婦人のあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」の署名式が行われ，日本政府，首席代表高橋展子氏が署名をしたことは大きく報道されました．

これらは，国連加盟の各国の政府代表や国連関係機関などからなる政府間会議でなされたことですが，一方，これに並びデンマーク大学アマーセンターを主会場とするＮＧＯフォーラムは，民間人に広く開かれた集いです．会場で参加登録手続きをすれば，だれでも入れるもので，世界の各地からこの10日間に延べ5,000とも8,000人ともいわれる女性たちが集いました．

「フォーラム80」の討議内容

さて，そのＮＧＯフォーラムはどのように進められ，何が話し合われたのでしょう．開会式当日の７月14日発刊の「フォーラム80」というタブロイド判型の新聞に，プログラムの全容が掲載されていますが，これによれば，会期中延べ 400以上の分科会が開催されているのがわかります．

開会式の行われた600 人収容の王立図書館学校講堂は，連日３つずつのパネル討議があり，テーマは「発展」「レイシズム（アパルトヘイトを含む）」「平等」「平和」「雇用」「教育」「家族」「健康」などで，第３世界の婦人たちの登壇と意見が会場を圧し，緊迫した場面もあったと報じられています．

アマーセンターでは，私どもの参加した15日，１日だけでも延べ51の分科会があり，その数の多さもさることながら，内容の多様さに接し，このフォーラムに寄せる各国の女たちの意気込みと婦人問題の多様さ，根深さを痛感させられます．その中から，いくつかを拾い出してみると，「婦人と失業」「国際間の理解を通しての平和教育」「婦人とマスメディア」「アルコール中毒と薬害」「世界的人口過剰の問題」「フ

NGOフォーラムの分科会会場（下野新聞社提供）

ェミニストの国際的ネットワーク」「第３世界の婦人のための適切なテクノロジー」「雇用の平等と婦人の保護」「教科書や児童文学にみる固定的性役割表現」「女囚に加えられる拷問」「高齢者婦人の増加の問題」「地方および都市地域の開発計画の進め方」「働く婦人のためのディケア・センターの設立」「婦人の経済的・社会的平等」「民族解放と平和との関連」「第３世界における婦人グループの組織化」などなどです。

参加者は受付で受け取った新聞を片手に、教室番号をたどって迷路のような校内に散っていきます。分科会場は、こじんまりとした教室で、問題提起者と参加者が膝をまじえてじっくり討議する雰囲気でした。自分のことばで自らの生きる現況を訴え究明する姿、その相互の関係が重なって連帯を生んでいくのがＮＧＯフォーラムの特色と思います。それだけに参加者一人ひとりの本物の経験と、それを伝達しあう「ことば」の問題は非常に重要です。

日本からの女性グループの主催するいくつかの分科会が活発に問題提起を果たしたことも特筆すべきでしょう。その１つ「あごら」は「発展は女性の地位向上につながったか」を主題に、日本の高度工業化のもたらしたものについて述べました。結婚退職制・若年停年制などの厳しい労働条件と闘う日本の女性を例示しましたが、一方、日本の高度工業化の影響は国内のみならず、アジアの女たちに深く痛みを与えていることが「観光買春」をとおしても明示されました。夫を送り出す日本の女のアジアの女性に抱く差別観、日本の家庭教育の責任など、インドネシア女性の鋭い指摘は胸に残ります。

一国の女の問題がけっしてそこだけに止まるものではなく、国際間の女の理解と連帯が必要であることをまざまざと知らせるものでありました。

会場内の激しい、深刻な討議と対照をなすのが、入口や道路でかわされる暖かいあいさつでした。様ざまなお国柄の、異なることばを話す人たちは、目が合えば「どちらから」を合言葉に胸の参加章を示し合い、打ちとけたおしゃべりをはじめます。校舎内の一角には、ところ狭しと並べられた各国のミニコミや出版物、活動展示があり、それらを縫って当日とび入りの会合やデモの誘い込みも活発でした。

「婦人の10年の最終年85年の世界会議はケニアで」と代表団から発案があったと報ぜられます。世界の人口の半分を占める女たちが立ち上がり、世界は確実に動き出しています。その響く鼓動を強く確かなものにするのは、地球の各所で生きる一人ひとりの女の願いと努力だと、改めて思わせた集いでした。

解説 国際障害者年をめぐる世界の動き —その1—

丸山一郎
国際障害者年担当室

IYDPとそのテーマ

新しい年1981年も世界はさまざまな紛争や経済の緊迫の中にはじまった．そして，今年は国連の提唱する「国際障害者年（International Year of Disabled Persons）」である．略称は“IYDP”（以下略称を使用する）．そのテーマは「完全参加と平等（Full Participation and Equality）」である．

全世界が，テーマのように肉体的，精神的な機能に障害をもつ人びとの“完全参加と平等”の実現をめざして，一致して行動するという歴史上はじめての努力が，激動の世界の現実と人間社会の進歩に，影響をおよぼすものであることを，心より願うものである．

1976年の第31回国連総会の決議によるＩＹＤＰは1979年の第34回総会により「ＩＹＤＰ行動計画」が採択され，これにそって国連機関や各国において準備がなされてきた．

ＩＹＤＰはまず，障害者問題の認識を広くすすめる年であり，解決にむけての「長期行動計画」を策定して，その行動を国内的，国際的に起こしていく年である．

ＩＹＤＰが，国際婦人年（1975年），国際児童年（1979年）と同様に，人権の擁護を訴えてきた国連の「世界人権宣言」（1948年）の延長上にあることを理解するのはそう難しいことではない．だが，「すべての人間は生まれながらにして自由であり，人として尊ばれ，諸権利を有し，平等である」ことを明らかにした人権宣言から30年余にわたる障害者に関する検討が国連において積み重ねられてきたことと，ＩＹＤＰを生んだ原動力ともいうべき，障害者運動や障害をもつ人の側からのアピールは知られる機会の少ないものである．

また，障害者問題が国際的行動を必要とする今日的課題であるとの認識をもつ国も，多数であるとはいいがたい．

障害者の人権

国連の決議した「精神薄弱者の権利宣言」（1971年）また「障害者の権利宣言」（1975年）は，30年にわたる国連の場での障害者問題討議の集大成とでもいうべきものであり，世界人権宣言を障害者に関して具体的に示したものである．抹殺や遺棄，隔離や社会防衛上の強制保護，必然的な貧困層としての慈善や恩恵の対象とされていた障害者の市民権，政治的権

シンボルマークの説明

国連は，国際障害者年に関連して使用されるべき公式シンボルマークを決定した。それは，二人の人間が連帯して手をとり合い，平等の立場から互いに支えあっている姿を表現している

このシンボルマークはフランスのＩＹＤＰ国内委員会提供のオリジナルデザインに基づいているが，それは，＂平等＂，＂希望＂，＂支援＂を表わしている。マークの周囲の葉は，国連の紋章の一部を示すものである。（1979 12月17日 国連広報局）

利，社会保障をうける権利，社会活動に参加する権利などを明らかにしたものであり，障害者の人権に関して新しい時代をもたらすものであった．とくに身体の障害のみならず，精神障害をも含めた革新的な内容は，70年代の福祉先進国の社会政策や公民権獲得に高揚した障害者運動を反映するものであった．

しかし，世界の多くの国ぐにおける障害者ののおかれた現実は，この宣言とは大きく隔っているものであり，宣言後３年目の報告においても，実施はおろか周知もされていない国ぐにがほとんどであることが指摘され，啓発のための国際的行動の必要性が強調されたのである．

また，障害者が一般に認識されているよりも少数ではないことが明らかにされてきた．国連の推定によると，各国における心身障害者の数は10人に１人とされ，世界人口の10パーセントの4億5,000万人の障害者がいるとされている（ユニセフの報告においても，児童の10人に１人はなんらかの障害をもつとされている）．

さまざまな疾病による障害は途上国においてとくに，プライマリーヘルスケアの遅れや栄養不足から多く，先進国においても脳血管障害などの成人病の増加が顕著である．交通事故による障害者は年間 1,000万人を超すといわれており，家庭内事故でも年間11万人が障害をうけている．労働災害も急激な工業化に伴い増加し続けている．また10人に１人は，人生のある時期に精神病になっているといわれている．

障害者は確実に増えている．増加の一途をたどる世界人口に，食糧生産はかろうじて追いついている状況といわれ，人口の大半が飢えている．近代化，工業化，都市化は多くの新しい障害者を生み，自動車の急速な利用拡大は，交通犠牲者を増大させている．自然災害は毎日いたる所で起きており，そのうえ，国際的紛争は絶えず，戦傷や被災の悲劇は続いているのである．

これらの事実は，障害者問題がそれぞれの国の発展のレベルとは無関係に，等しく緊急な課題であることを示している．加えて，障害者の人権に関する各国間，とくに南北間の格差の拡大はＩＹＤＰという世界的運動を必要としたのである．

M・キキアの提案

ＩＹＤＰの提案はリビアの国連大使M・キキアによってなされた．そして，障害者運動とノーマライゼイションをめざす社会政策に支えられた先進諸国

自立生活センター(米国)のスタッフミーティング風景

の強い支持によって実現した.

ＩＹＤＰのテーマ，そして行動計画にはことに，先進国における重度な障害者の自立への運動と，社会への参加，市民権の獲得といった潮流が，端的に表されている．それは，いかなる医学的努力をもってしても回復することはない重度の心身障害をもつ人(disabled person)が，そのままの姿を１つの個性として，主体的に生きていこうとするものである。つまり，病院や収容施設に安住するのではなく，自らの責任において，地域社会の中で自分たちの市民生活を創り出していこうとするものである．そして，これを社会の側からいえば，障害者や老人のように社会的援助を必要とする人びとが社会の構成員となっていることこそ当然の姿である，と考えるノーマライゼーションの思想や，"心身の機能障害(disabilty)"を"社会的不利(handicap)"にしてしまっている社会環境を改善しようとする考えである．そして，それはもっとも重い障害をもつ人の自立生活という，経済保障，教育就労，介助，移動，コミュニケーション，技術の開発，地域の理解などすべての面にわたる保障から出発して，社会全体を変革していこうとするものであり，アメリカの自立生活センターの運動と公民権獲得運動，スウェーデンのフォーカス運動，英国のハビタックなどに代表される．

「障害を個人とそのおかれた環境との関係としてとらえることが，きわめて建設的な取り組みであることが明白になりつつある……．社会はいまなお身体的・精神的能力を完全にそなえた人のみの要求に応じるべく作られている．すべての人びとのニーズに適切に対応するためには，社会はまだ多くを学ばなくてはならないのである．全体の物理的環境，社会保険サービス，教育と労働の機会をはじめとしてスポーツを含めた文化・社会生活全体が障害者にとって，利用しやすいようにする義務を社会は負っている．

このことは，たんに障害者のみならず，社会全体の利益となるものである．社会がその構成員のいくらかの人びとを閉め出すとすれば，その社会はもろく貧困な社会なのである．障害者は他の市民と異なったニーズをもつ特殊な集団と考えられるべきでなく，普通の人間としてのニーズをみたすのに特別な困難をもつ通常の市民であると考えられるべきである．障害者のおかれた条件を改善する行動は，社会の各部門における一般的政策と計画の中に統合されたものでなければならない．また，それは国の改革プログラムと国際協力の正規のプログラムの一環でなくてはならない」と，ＩＹＤＰ行動計画には障害者自身からの社会通念を変革する自信に満ちたメッセージが出されている．ＩＹＤＰ諮問委員会のメンバーでもあるフランク・ボウ博士（米国障害者連合事

務局長，ろう）に代表される米国の障害者の公民権運動は，社会全体を物心両面より再構成する運動でもある．

また，リハビリテーションサービスのユーザーとしての障害者の消費者運動は差別撤廃の教育・雇用政策を進展させ，職業リハビリテーション援助が不可能な重度障害者が自立生活を営み，自己の機能を自立のために行使する機会を拡大させた．こうした運動は，一方的な権利主張ではなく，障害者自らのデモンストレーションによる非障害者への教育でもあり，障害者自身の社会への貢献をめざした権利と義務の理念に裏づけられている．

自立生活センターに代表される米国の消費者運動は，社会の認識を変えさせる大きな影響力をもった．1978年のリハビリテーション法の大改正，1977年の差別撤廃条項の施行令の発布，障害者のホワイト会議と障害者パワーの湧き上がるエネルギーは，世界の各国の障害者と関係者に強い影響をおよぼしたのである．

“予防と社会統合（インテグレーション）”という現在の優先課題を掲げた“世界リハビリテーション会議（'80，カナダ）”では「ＩＹＤＰ長期計画」の原案として提案されるリハビリテーション80年憲章が討議された．300人を超す障害者（ことに電動車いすを使用する人など重度な障害をもつ人たち）が，サービスをうける“消費者”として参加し，主体的な提言とＰＲを積極的に行っていた．

その中で，自立生活センターと消費者運動のリーダーであるエド・ロバーツ（米カリフォルニア州リハビリテーション局長，ポリオによる四肢マヒ）氏は「障害者は必ずしも弱者ではない」と自分の重荷を背負いながら，他の人びとと同様に社会生活上の課題を解決して生きている強さと，その経験を他の人と分け合うことを強調していた．「完全参加と平等」はこうした強さと社会への貢献を望む障害者自身の意志からも出ているといえる．

IYDPの行動計画

ＩＹＤＰ行動計画では，各国のとるべき措置として，28項目が勧告されている．啓発活動，法律上の差別の見直し，予防対策およびリハビリテーション対策の充実，雇用，教育，社会参加のための対策，生活環境の物理的障壁の除去などが，おもなものである．

開発途上国では，障害の予防に重点がおかれている所が多く，栄養や衛生，病気の予防，教育による予防が当面の課題とされている．

また法律をつくることや，障害者対策をこの機会にはじめる国も多い．フィリピンでは「国家リハビリテーション計画」の策定をＩＹＤＰの課題として

手話通訳つきで行われたボウ博士の演説
（カナダ・世界リハビリテーション会議）

発言するロバーツ氏(カナダ会議)

発表しており，韓国では障害者福祉法が障害者に関するはじめての立法として準備されている．

国連ＩＹＤＰ事務局(ウィーン)には，途上国からリハビリテーションセンターや作業所の設置，専門スタッフの訓練，資金援助に関する要請が具体的になされており，７月には途上国への技術援助に関する国連主催のシンポジウムがアルゼンチンで開催される．

一方，先進国においては，スウェーデンのように途上国援助を積極的に行うことを明らかにしている国や，ＩＹＤＰを障害者問題強調年間として，これまで行ってきたことのいっそうの充実を図るとする国もある．

ＩＹＤＰを契機として，現代の見直しと将来へのあり方の総合的検討を行っているのは西独であり，１年間の大規模な検討の結果をＩＹＤＰ開始に先がけて「80年代のリハビリテーション行動計画」として発表している．

そのおもな内容は(1)法の改正　(2)障害の防止と早期発見・治療　(3)医学リハビリテーションサービスの充実　(4)統合教育の推進を中心とする教育計画　(5)職業リハビリテーションの改善　(6)重度障害者の労働条件の改善　(7)社会リハビリテーションの充実　(8)公的サービスの改善　(9)専門職の養成と再教育　(10)研究調査に関する提言などである．

米国においても，ＩＹＤＰ計画会議がもたれ，次の９項目の検討がすすんでいる．

(1)雇用と教育への障害者の統合

(2)建築物交通機関の障壁の除去　(3)科学技術の活用　(4)経済的自立の推進　(5)地域生活への参加　(6)生理学研究の推進　(7)事故と疾病の予防　(8)社会の態度を変える活動

ＩＹＤＰ国連決議では，ＩＹＤＰ期間にとられた各国の措置と，長期行動計画の国連への提出を各国に要請している．

障害者の主体的な行動

また，ＩＹＤＰが「障害者の(of)国際年」となっているように，障害者自身の主体的な行動が忘れられてはならない．

５月にはスイスでヨーロッパの障害者団体主催による世界障害者の大会が予定されている．また，草の根運動としての世界障害者連合の世界会議がシンガポールで12月に予定されている．

障害者自身や当事者の交流も盛んとなるであろう．

こうした当事者の活動とそれを支える専門家の行動や，ＩＹＤＰを新たな起点とする長期的な取り組みが，他の国民の参加を促して，国内的，地区的，世界的な行動へと発展することを心から期待するものである．

解説 海外の児童手当

平田 寛一郎
早稲田大学教授

多子対策として出発した西ドイツの児童手当は，1975年の制度改正までは所得制限を設定し，第２子以降の児童に対してのみ支給されてきたが，1974年の所得税改正によって，制度の抜本的改正がなされた．すなわち，所得税の扶養控除を廃止し，すべての児童を対象とした児童手当への一元化が行われたのである．この西ドイツにおける改正は，児童手当を施行していた他の諸国に波及し，オーストラリア，イギリス，オランダ，カナダなどの国ぐにが，あいついで同じような転換に踏み切った（スウェーデン，デンマーク，ニュージーランドは西ドイツ以前に統合を行っている）．いったいこの転換の合理性はどこにあったのであろうか．

所得税における扶養控除のはたらき

現在の所得税は，各人の支払い能力に応じて課税するという建て前をとっているため，子どもが生まれればその養育のため，各人の支払い能力は低下すると考え（子どもがふえることによって，どの程度支払い能力が低下するのか，またその支払い能力の低下を，何をもってとらえるかは，おおいに論争の余地があることがらであるが），所得税計算上，当然斟酌がなされているが，その斟酌（扶養控除）が所得控除の方式をとっているため，累進税率とあいまって，奇妙な結果をもたらしているのである．現在わが国の扶養控除は，児童１人当たり29万円であるが，この29万円を控除することによって発生する租税軽減額（税金の安くなる額）は，概算として29万円に各人に適用される税率をかけたものに等しい．たとえば，その税率が50パーセントというきわめて高い高所得者の場合には145,000円，30パーセントの人は87,000円，10パーセントの人は29,000円となる．しかも，所得が課税最低限以下の人には，こうした軽減は少しも発生しない．したがって，児童１人について同じように29万の控除を認めている控除の平等性は，幻影にすぎないのである．いまこうして発生する軽減額を，子育てのための補助金であると解釈すれば所得が高く，子どものために多くの金を費しうる人に多額の補助金が支給され，逆に所得が小さく子育てに十分な金を費しえない人には，わずかの補助金しか支給されず，子育てにもっとも苦しい課税最低限以下の人には，まったく補助金は支給されないということに等しい．ここに，所得税によって行われる子育ての斟酌が社会政策上の通念と合致

しないところがでてくるのである．

所得税の扶養控除と所得制限つき児童手当が並存する場合

改正前の西ドイツの児童手当ならびに現在の日本の児童手当がそうであるように，所得制限つきの児童手当と扶養控除を含む所得税とが，まったく別個のシステムとして，並存しているとき，どのようなことになるかを示したのが右の図である．

図から明らかなように，この場合には，たとえ子どもの数が同じであっても，親の所得の大きさによって，3つのグループに別かれることがわかるであろう．すなわち，児童手当しか受給できない人，児童手当と扶養控除の恩恵の双方を受けられる人，扶養控除の恩恵しか受けられない人．また，所得制限の上限のところで，受給後の状態に大きな落差が生ずることもわかるであろう．いま，所得が制限額をわずかばかり超えたために，児童手当を受給できなかった人の立場になってみると，本来の所得が自分よりもわずかばかり小さく，そのため児童手当を受給できた人が優位に立つという不公平が生じるとともに，その児童手当を受給できなかった人，つまり扶養控除の恩恵にしか浴さない人は，同じような状態にある人のなかで最下位に位するという不平等が発生する．すなわち，この人は児童手当への不満と扶養控除に対する不満と，二重の不満を抱くことになる．

この現象は，しかし，所得制限を厳しくすることによって解消されるものではなく，厳しくすればするほど，児童手当の価値は高くなり（同じ金額であっても，所得の小さい人にとってはその価値は高くなる），不公平感はいっそう強まることになる．現在わが国において，以上のような状況にありながら，国民のあいだから大きな声で不満が口にされないのは，所得制限額が比較的高いことと，第3子以降に限定され，そのため対象者が少ないこと，そして日本人には「武士は食わねど高楊枝」的なところがあるからであろう．

図　収入階層別児童手当額と扶養控除による隠れた補助金額の合計額
（夫婦と子ども3人の勤労者世帯の場合）

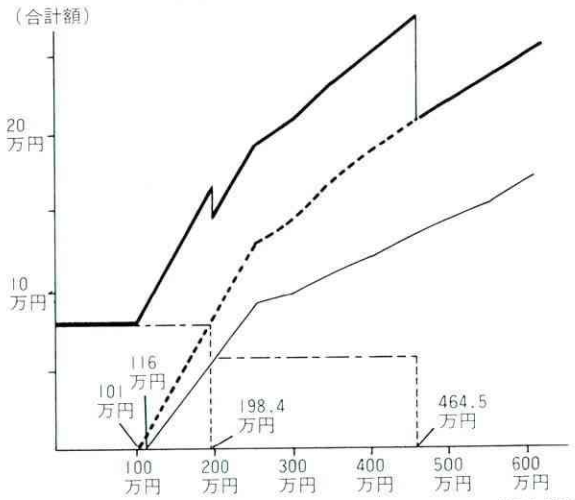

注1）　合計額
　　所得税と住民税による補助金の合計額
　　所得税による補助金額
　　現行児童手当額（一般分　年6万円，低所得者分　年7.8万円）
2）　児童手当額及び補助金額は昭和55年による各種制度により計算した．なお収入額は54年，55年同額とした．
3）　この図は収入額についてその特定の額における補助金額を計算して描いたものであり，ステップファンクションになっている部分も直線で示している．
4）　101万円は夫婦2人世帯の地方税の課税最低限を示す．すなわち，この額以下の収入である場合には扶養控除の恩恵を全く受けない．
5）　116万円は夫婦2人世帯の所得税の課税最低額を示す．すなわち，この額以下の収入である場合には所得税の扶養控除の恩恵を全く受けない．
6）　198.4万円は夫婦と子ども3人の世帯の，市町村民税所得割課税最低額を示す．
7）　464.5万円は夫婦と子ども3人の世帯の児童手当所得制限限度額である．
8）　社会保険料率は収入額の7％で計算している．
出所：児童手当基本問題研究会最終報告書．

いわんや児童手当を廃止すれば，有子家庭のなかで所得の大きい家庭だけが優遇される状態が，手つかずのままに放置されることとなる．

児童手当と扶養控除との調整

以上のような両者の撞着を前に西ドイツの経済・大蔵省の政策顧問団は考えられうる解決策として，次のような３つの方法を提案した．その第一は，２つのうち１つだけにしぼって，他は断念すること．すなわち家庭政策上の対策だけを目的に選び，そして，税制上の目的を直接考慮することを断念する方法である．この場合には，支払い能力原則に拘泥することは除外される．すでに述べたように，所得税における斟酌は低所得層では，子どものある家庭に利益となるような可処分所得の差別化はまったく生じないか，または最小限の差別しか生じないからである．今日の社会政策的観念からすれば，こうした所得層に対し，負担の軽減をはかることは当然とみなされるであろう．それゆえ，ただ１つの統合調整を求めようとするならば，家庭負担の軽減に限定されるべきである．この場合とても，もし有子家庭のすべてに同じ高さの軽減額が与えられ，かつその金額が十分な高さのものであるならば，間接的に支払い能力原則を考慮したことになるのではないか，という見解が，全面的でないにしても弁護されうるであろうというのが顧問団の考え方であった．

しかし，こうした形での統合調整が支払能力原則の観点からして十分なものとはみなされえないならば，そのときには第２の解決策が考えられる．

その１は，まず支払能力原則に優先権を与え，同時に再分配目標をも加味するという方法であり，「負の所得税」を含めてすべての人に最低限の軽減を課税の際に保障するという考え方である．具体的には，課税における子どもの斟酌を所得控除から税額控除に切り換え，納税額から一定額を差し引くとともに，税金を納めない低所得層には，同額の負の所得税（児童手当）を支給するという方法である．

その２は，反対に再分配目標に優位を置き，支払能力原則はそれが納税者にとって有利であるときにその適用を考慮するという方法である．この場合には，その１とは逆に，まず低・中所得層に軽減金額を支給し，一方，高所得層では控除の恩恵が軽減額をオーバーした分は租税として支払うという方法である．いずれの方法をとっても，結果は同じであるが，第１方式のように２つのうち１つを選ぶ場合に比べ，２つのものがお互いに相寄って融合するというこの第２の方法は技術的・行政的側面においてかなり面倒である．それゆえ，効率的側面からして第１方式の調整のほうが望ましいと考えられたのである．

このようにして，西ドイツの顧問団は直接給付の児童手当によって「子どもを有するすべての家計に――その所得の高さにかかわりなく――同じ高さの軽減金額が与えられるべきである．そしてその際，年齢に応じて差別を設けるべきである．軽減金額は財政上の可能性に応じて，そのときどきの社会文化的生存最低限の標準金額のだいたい50パーセントから60パーセントであるべきである」と提言した．

その際，家庭の所得が上昇すれば，子どもの費用に対する家庭の自己参加分は増大するから，軽減額を減らすかどうかは大きな問題とはならなかった．

また，支払能力原則を考慮すべきかいなかにいては，必ずしも全員一致ではなかったが，多くの顧問は支払能力原則に対する考慮を別途行う必要を認めなかった．

彼らは社会政策的再配分目標を優先させ，一定の軽減金額によって，広くかつ十分に養育費の軽減が行われるならば，とくにその軽減金額が，そのときどきの標準金額の本質的部分を意味するものであるならば，支払能力原則に対する考慮を必要とは考えなかったのである．

児童手当の根拠

さて，以上のような提案に際して，顧問団はその根拠として次のようなものをあげている．すなわち，ある家庭の生活が，極度に落ち込むことを防止しなければならない，という伝統的福祉政策の観念のほかに，有子家庭が社会にもたらす貢献――たとえば政治的・社会的に責任ある人間が子どもを育てあげる子育て，あるいは社会維持への，また人口が縮小することなく成長することへの寄与にみられる貢献などと，子どもの教育期間の延長に伴う家庭の負担期間の拡大，とりわけ年のいった子どもによる負担の増大，ならびに子どもたちの教育政策および子どもたちが将来つりあいのとれた所得――資産の分配を求めて行う努力の前提として，かつその補足のために，国は出発機会の物質的改善とその均等化をはからねばならないことをあげている．

これらはいずれも等しくわが国にもあてはまる根拠である．

わが国もまもなく高齢化社会を迎えようとし，老人の年金や医療の充実が叫ばれているが，これらの制度の実質的担い手である現在の子ども，そしてそれを育てあげている有子家庭の社会的貢献は今後いやおうなしに高まるであろう．国民にとってもっとも関心の高い年金制度を取り上げてみると，若くして厚生年金に加入し，定年までたとえば30年間，毎月保険料を積み立てたとしても，いざ年金を受給するとき，自分が30年間積み立てた資金で何年間受給できるかといえば，わずか最初の２～３年にすぎず，それ以後はまったくあとの世代の人びとの払込保険料によるのである．

それゆえ将来有子家庭と無子家庭のあいだのケンカが起きるのではないかという声も，決してゆえなきことではない．

人口の出生率が落ち込めば落ち込むほど、こうした問題は，いっそう鮮明なものとなって表れるであろう．

また，子どもの出発機会の均等化も，生き生きとした自由主義社会を維持し発展させるためには欠くことのできない条件である．出発点の異なった競争は決して公正な競争ではない．

最後に，西ドイツをはじめ児童手当と扶養控除の統合を行った多くの国ぐにが，付加価値税を実施している点を見逃がすことはできない．

現在，わが国においても間接税への移行がとりざたされているが，間接税の逆進負担の対処に関連して，児童手当の存在意義はあらためて認識されるであろう．なぜなら扶養控除の引き上げというような対処の仕方は,いつか限界に突き当たることがあろうからである．

政策課題としてのアメリカの家庭

●ホワイトハウス会議について

TOPICS

石原邦雄
国立精神衛生研究所研究員

政治，社会風潮の保守化，右傾化は世界的な今日の状況であるといわれている．日本では衆参同時選挙での自民党の圧勝につづいて，憲法論議，防衛力増強を中心にそれが見られるし，アメリカでは大統領選挙で保守派のレーガンが圧倒的に選ばれたこともそれを示しているという．

家族社会学の研究のため，1979年８月からまる１年アメリカに滞在していた筆者の場合には，家族の問題としてそれを感じとる機会となった．日本では当時の大平首相が家族基盤の充実を看板のひとつに掲げたように，アメリカでは，再選をめざすカーターの選挙運動の看板のひとつとして家族に関するホワイトハウス会議が提唱されたのである．大平氏が急逝し，カーターも大敗してしまい，両国とも「いいだしっぺ」は舞台から消えてしまったが，それでも，保守化傾向の中で，一番端的には福祉見直し論と結びつきながら，政策課題としての家族というテーマは，なんらか形を変えるとしてもその後に引きつがれる必然性があるように私には思われる．

ここでは，この会議の概要と，その結果アメリカの家族の現状についてどんな政策が課題として要望されているかを簡単に紹介してみよう．

家族擁護の政策

カーターは「（家族は社会の基礎単位であるから）政治が強力な家族擁護の政策をもつべきことは自明のことであるのに，われわれの政府はなんらの家族政策を持っていない」ばかりか，「政府の諸政策がしばしば家族を弱らせたり，崩壊させてさえいる」として家族を政策課題として取り上げることの必要を指摘し，「アメリカの家族の強さと家族が直面する困難，および公的政策によってこうむる家族生活の影響を究明するために」ホワイトハウス会議の開催を提唱したのである．

これまでホワイトハウス会議とよばれるものは上院の委員会の公聴会を規模拡大した形で行われていたもので，老人，婦人，青少年などの問題ごとに開かれてきた．それは学識経験者を集めた専門家会議という性格をもっていたが，今回のカーターの提唱はそれとかなり違ったスタイルとして打ち出された．全国レベルと各州の段階にそれぞれ諮問委員会を置いて，各種の準備的行事（公聴会や州独自の関連行事の開催，各州段階での政策要望のとりまとめなど）を１年間にわたって展開し，最終会議は各州の人口に比例して選ばれた代表を，ホワイトハウス（ワシ

ホワイトハウス会議場

ントン）にではなく，全国3か所（ボルティモア，ミネアポリス，ロスアンジェルス）に1980年5月から6月にかけて時期をずらして，分散して開催するという形態をとったのである．草の根民主主義を説くカーターの理念に合わせたやり方であるばかりでなく，選挙キャンペーンとしての効果を計算した結果でもあったといえよう．各州からの代表は選挙で一般から選ばれた者も含めて，学者，実務家にかぎらず広く国民各層をカバーした構成になっていた．その総数は2,000人余りである．筆者はミネアポリスでの会議に招かれて傍聴する機会を得たので，代表たちが政策提言をまとめていくプロセスを内部でみる貴重な経験を持てた．2日間にわたる会議は全体会，問題領域別会議，小領域ごとの小グループ討議の3段階にわかれ，自由討議，提案討議修正，採択による採否決定というまことに民主主義の学校のような手順を順次繰り返しながら積み上げていくのである．この討論経過や，とくに政治化したトピック――たとえば堕胎の是非，同性愛婚も含めた多様な家族形態を認めるか否か，平等権についての憲法修正条項（ＥＲＡ）の是非など――をめぐる議場での左右対立など印象深いエピソードも少なくなかった．ここではしかし，対立点よりは3市での会議を通して大多数の支持を得た政策提言がどのようなものであったかを紹介して，現在のアメリカ家族のおかれた状況を知る資料に供したい．

提言項目の上位10位

以下に3都市での会議のいずれでも採択され，全体としての賛成（支持）率が圧倒的に高い提言項目の上位10位までをあげてみよう．いずれも代表者たちの85パーセント以上が賛同したものである．

第1位：家族を考慮した労働政策――労働時間の柔軟性，一時休職制，1つの職（ポスト）を2人でこなす2人3脚型の就労，転職をしやすくする政策など

第2位：アルコールおよび薬物乱用（中毒）防止のための新たな努力――教育とマスメディアの主導性の発揮

第3位：税法の大幅改正――共働き夫婦への課税不合理の撤廃，相続税法の改正，夫婦の地位への配

慮など

第4位：老人および障害者の家庭でのケアを促進する租税政策

第5位：障害者をもつ家族へのいっそうの援助――税の控除，財政的援助など

第6位：あらゆる法律，条例，規則について，それらが家族に与えるインパクトの体系的分析

第7位：各種の障害となる条件をもつ人びとに対する一般の人びとの認識と感受性を増すようにさせる努力

第8位：障害者に対する政府の援助の増大――現存する法の十全な施行

第9位：老人の自立的生活および在宅ケアの奨励――税のうえでの優遇，そのための住宅計画など

第10位：主婦専業の妻に対するより公正な経済的処遇――社会保障制度の変更，再就職への支援プログラム

アメリカ人の家族意識

以上が，各種の意見の相違や地域性，その他の社会的属性を超えて幅広い賛同を受けた，今日のアメリカ家族についてのアメリカ人自身の課題意識である．ここで示された諸項目を大筋としてまとめてみると次のようにいえるだろう．アルコールや薬物中毒，あるいは家庭内暴力といった極端な形での家庭の危機や崩壊を予防しようとする努力は当然であるが，むしろ，いろいろな立場の弱者（老人，障害をかかえる人びと，さらには子どもも）の福祉に対して，家族がはたす役割の大きさを再認識して，家族がそうした努力を発揮できるように，個々人に対してではなく，その個人を包む家族を公共的に支援する方策を求めようとしていることが特徴である．そこでは主婦（妻＝母親）の地位の評価を改めることが求められるが，女性の就労の増加する動向に逆って「母親は家庭に帰れ」と呼びかけるのではなく，共働きでも家庭を維持しやすくするための政策を求めるところにきている．そのための方策の具体化としては，税制の面における改革がもっとも重要視され，かつ多様な形で提案されていることが，日本でこの種の議論が，相続税のみに限定されがちなのに比べてやや異なる部分であるといえよう．さらに，近年さかんになった環境アセスメントの考え方に対応して，家族へのインパクト分析（家族アセスメントといったほうがわかりやすいかもしれない）という応用的，実際的な研究方法が期待され，また，現実にも試みられはじめているという点も，日本の状況とは異なる，学問と実践の結びつき方として注目されるのである．

保守化の動向に対応しようとした，カーター前大統領再選をめざすＰＲでもあったこの会議は，彼の見通しどおり，あるいは彼が期待した以上に，宗教団体を中心として，保守的な形の家族擁護論を表面化させる場を提供した形になり，結果的にはカーターの思惑を飛び超えて，レーガンを登場させるという変化を具体化させる底流を如実に示す舞台装置となってしまったのは皮肉なことであった．カーター落選によって，ここに紹介したような政策提言が，具体化されていくルートにすぐのるかどうか予測はつかないが，大きな方向づけはここに示されたものを踏まえたものになっていくであろう．

高速社会と児童の安全

TOPICS

詫間晋平（たくましんぺい）
国立特殊教育総合研究所部長

国際シンポジウム「高速社会と人間」

「高速社会」(A High Speed Society) ということばは，聞きなれない人びとも多いと思う．これは，55年９月，(財) 国際交通安全学会が主催して開いた国際シンポジウム「高速社会と人間」のテーマからとったものである．

同シンポジウムには，９月16日～20日の５日間にわたり，16～17日は箱根の「山のホテル」，18～20日は東京・大手町の経団連会館を会場として，７名の欧米の著名な学者，行政官をスピーカーに招いて，同学会の学会員を中心に約50名のパネリストが対応した．

同シンポジウムは，セミ・オープンの形式であったが，一般傍聴者やマスコミ取材陣など約300名の参加者をみた．

国際交通安全学会の関係者として，筆者はまず，同シンポジウムの概要を紹介し，続いて児童安全に関連する事例を述べてみたい．

同シンポジウムは，５つのセッションによって構成されたが，そのテーマとスピーカーを列挙すると次のとおりである．

第１セッション

テーマ「スピードとテクノロジー」

スピーカー　岡田清(成城大学教授)「陸上交通の発展と近代化の関係」／F・E・アロンゾ（仏，欧州運輸大臣会議管理官)「ヨーロッパの中・長距離旅客の輸送」／佐貫安男（日本大学教授)「恐龍とジャンボ」／村上陽一郎（東京大学助教授)「近代科学技術におけるヒューマニゼイションとデヒューマニゼイション」

第２セッション

テーマ「スピードと人間」

スピーカー　香原志勢(立教大学教授)「ロコモーションの系統発生史と文明」／I・D・ブラウン（英，英国メディカル・リサーチ・カウンシル応用心理学研究所副所長)「スピード・ストレスが知覚および意思決定に及ぼす影響」／越正毅（東京大学教授)「欲望と能率」／S・ワップナー（米，クラーク大学教授)「高速社会と人間との交互作用の分析をめざして」

第３セッション

テーマ「スピードと社会」

スピーカー　E・M・ロジャーズ(米，スタンフォード大学教授)「情報のスピード化にいかに対処するか」／辻村明（東京大学教授)「社会的速度と社会的

IASS国際シンポジウム（財）国際交通安全学会提供

疾患」／A・インケルス（米，スタンフォード大学教授）「スピード，社会統合および個人の適応」／荻野恒一（東京都精神医学総合研究所，参事研究員）「伝統諸文化とテクノロジー文明の葛藤」

第4セッション

テーマ「高速社会の展望」

スピーカー　D・R・トリリング（米，交通省交通産業政策部長）「変化しつつあるトレードオフ」／今道友信（東京大学教授）「高速社会と芸術」／平尾収（東京大学名誉教授）「スピードと価値」／H・ロンバッハ（西独，ヴェルツブルグ大学教授）「人間の将来に関する哲学的考察」

第5セッション

全メンバーによるラウンドテーブル・ディスカッションと「総括」

これらのテーマからみるかぎり，かなり高度で難解な話が大部分のようにみうけられるが，実際にはわれわれの日常生活に密着した移動速度の諸問題に関する討論が多かったのである．

ただし，同学会の特徴として，討論が多角的で，かなり広い領域にわたる異なった視点から検討が進められた点はたしかである．

このような問題への接近の仕方は「学際的」（interdisciplinary）な手法といって，近年いろいろな研究プロジェクトやセミナーで採用され，効果をあげつつあるといってよい．

「高速社会」とは

「高速社会」の高速とは「ハイ・スピード」のことであり，物理学的に一定期間にいかに長い距離を，一定の空間内でものごとが移動するかにかかわる概念であるが，さらにすすんで，社会学や経済学の見方からすれば一定期間内に，特定の目的にそって，いかに多くの仕事量を達成できるかという意味となり，「高能率」の概念ともつらなってくる．

この高速化による人の流れ（人流），物の流れ（物流）の激しさと高能率化による多種多様で，かつ，多大な仕事量の負荷により，現代人は1年中を「師走」（師を走らす忙しさ）にして暮らすようになってきたことはいなめない．

シンポジウム会場風景

ライダー仲間

そこには「忙中閑」のゆとりすら失われ，その勢いには忙中に「心」が滅「亡」しそうに感じる人びとも少なくないであろう．

同シンポジウムの中でも，「高速社会」における過程の極端な短縮（プロセス・カット）による人間性の喪失を憂う意見や，めまぐるしい生活条件と環境の変化に対応できず，一種の神経症あるいは精神病におちいった諸ケースの文化人類学的な考察も発表されたのである．

また，同シンポジウムの実行委員長である辻村明氏（東大教授）を班長とする同学会の共同研究プロジェクト「地域文化特性と運転行動」の調査結果をみても街頭における歩行速度，交差点における青信号へのフライイング現象（青信号をまたずに横断をはじめてしまう人の数），広告用のネオン・サインの点滅の速度，インスタント・ファースト食品の普及率，プッシュホンやエスカレーターへの好みの傾向などの諸点からみて，いわゆる大都市ほど「高速化」がすすんでいることを数字のうえで示している．

「高速化」の現象と歪み

この「高速化」の現象は，他方でいろいろな歪みを生みながらも着実に進行していることは事実である．その淵源には人類自身が，太古の時代から最少の労力と時間で，最大の収穫をあげようと願望し，かつそのように努力してきたことにあり，ほかの何者かによって人類に押しつけられたものでないところに，逃れえない人類の苦悩があるといえよう．

児童の交通問題を中心とした「安全」に対して，この「高速社会」の残した歪みの影響は多大なもの

がある．歪みはいつも，まず弱いものにふりかかってくるもので，交通問題であれば「交通弱者」である幼児・児童の事故死の原因に関係する．自動車の運転者側のスピード違反（スピード制限の超過）と幼児のスピード感覚（距離感覚）の未熟さがその例としてあげられる．

筆者らはかつて，実際に定速で動く自動車に対する学童の危険判断距離（スピード感覚を伴うもの）と，100メートル以内にあるポールへの目測能力の実験的測定を行ったことがある．被験者（小1～中3）が地方の比較的過疎地の子どもであった関係もあるが，小3くらいまではほとんどの子どもが危険の距離判断が甘く，実際の場面に適用したら事故死となってしまう数値を示していた．このことは過疎の地方に新しく高速道路や国道などが開通すると，しばらくのあいだその地方は学童による自動車事故死が多くなる傾向がみられることを裏づける1つの理由ともいえる．

幸いに，動くものに対するスピード感覚（距離感覚）と静止したものへの目測能力とは相当程度の相関関係があるようなので，より簡便にできる目測能力向上訓練が，スピード感覚の改善への手がかりを与えるのではないかと考えられる．

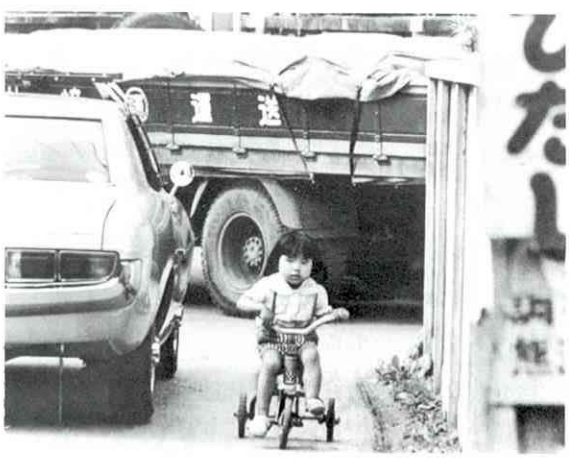

高速社会の谷間で遊ぶ子ども

「高速社会」の加害者

「高速社会」の歪みの犠牲者でなく，そのスピード化に「わるのり」して，逆に加害者の立場になっているのが，いわゆる「暴走族」である．

その中心は，17歳前後のハイティーンの児童たちである．

「自動車を運転し，集団で最高速度違反，信号無視，整備不良車両運転などの暴走行為を行うもの」というのが警察庁の定義であるが，その数は警察に把握されたものだけでも2万5,000人に達している．

筆者は，関東地域の「暴走族」の青少年約100名に，実際に面接して調査したことがあるが，かれらは，友人への依存性，母親への依存性が高く，無気力がめだつ反面，おとな社会への反発として「つっぱり」の意識が非常に強い*．いわゆる受験競争の枠外にあるせいか，将来への希望は極めてうすく，現在指向性が高く，ライダー仲間への同調性や被暗示性も高い．

筆者は「暴走行為」を基本的には彼らなりのイニシエーション（成年への通過儀礼）とみているが，見方をかえれば，彼ら自身は意識していないにしても，彼らもやはり「高速社会」の歪みにかかわる被害者の一員かもしれないと思われてならない．

(注)
＊詫間晋平著「安全教育の基礎と展開」第7章，さようせいK.K.，昭和53年参照．

アメリカ

ブレントウッド・センター

――重複障害児治療教育施設――

(BRENT WOOD CENTER)

弟子丸　郁子（てしまる　いくこ）

大妻女子大学児童科助手

はじめに

1980年の3月25日から4日間，平井信義大妻女子大学教授を中心に，養護学校，幼稚園関係者ら17名は，ブレントウッド・センターにおける自閉児の治療教育セミナーに参加した．

このセンター1か所にとどまって，40日間研修した．そのためにスタッフの日常的な実践活動をつぶさに見聞でき，しかも私たちに，実際に子どもたちにかかわることをすすめてくれるなどの暖かい受け入れがあり，私たちの日ごろの実践との比較検討，そして再認識をするよい材料が得られ，密度の濃い研修となった．

施設の概要

カリフォルニア州ロサンゼルスの住宅街にブレントウッドセンター（Brentwood Center for Educational Therapy）はある．センターの建物と敷地は教会の一部を借りた古い木造の平屋で，ホール，教室，事務所，運動場があるが広さも十分ではなく粗末だといえよう．ここで4歳から28歳まで24名の重複障害児が治療教育をうけているが，そのうち14名はロサンゼルス全域から週5日通っており，あとの10名（男子4名，女子6名）は男女分かれて2か所の住居棟（Residence）に宿泊している．ほとんどが公立学校や病院に入れない重症な自閉的傾向の子どもたちで，何らかの脳障害を伴う子どもが多いようだ．

経済的には連邦政府，州政府の援助金や募金活動，寄付でまかなわれており，親の負担がないことはうらやましい．

センターのスタッフは，所長である35歳のジョン・B・ケリー，O.T.（作業療法士）の資格をもつ夫人のほかに主任，心理学者，運動療法家2名，クラスの担当者4名，レジデンスのスタッフ2名，そしてボランティアとして学生2名と，小学生のケリー氏の長女らである．

治療教育の内容

子どもたちは毎朝8時までに来所し，eye contact（視診）や相互作用を重んじるスタッフたちとあいさつを交わすと，全員がホールに集まり，サークル・プログラムが始まる．スタッフも全員子どもたちの輪の中にまじって，ピアノや歌に合わせてリズミカルに手をたたいたり，足踏みしたり，踊ったりする活気のある楽しい時間である．

自分がだれであるのか自己確認（identify）させるために，歌でひとりひとりの名前を呼んで輪のなかに連れてきて，歌の好きな子どもに歌ってもらっ

サークルプログラム

たり，身体全体の運動をスタッフと1対1でやってもらったり，それぞれの子どもの能力に合ったことをやってもらうのである．

気分が盛り上がったところで，スタッフの誘導でそれぞれのクラスに分かれて入り，午後3時まで，個別のプランにそった指導を受ける．ここでの指導の特徴は次のような点である．

第1点は，全ての指導の根底にあるのはよい人間関係を確立しようとしている点である．朝のあいさつや誘導の際など必ず肩を抱いたり，背中をなでたり，身体で触れ合いながら，まず1対1の関係をつけようとしている．そしてスタッフ間のチームワークのよさともいえるが，子どもたちはあちこち動きまわるので，いちばん近くにいるスタッフが責任をもって必ず見ており，どのスタッフも子どもたち全員のことをよく知っていて絶えず言葉かけをしている点である．

第2点は感覚運動訓練を必ず一定時間1対1で個別に行っている点である．入所した子どもにはまず，パウダーや羽毛，ブラシ，シェービングクリームなどを使っての触覚刺激から始める．次の段階はスケーターボード，バランス台などを使って平衡感覚を養うことである．これは自閉児の触覚に対する抵抗や，平衡感覚の悪さ，筋肉に関する緊張といった問題を改善するための訓練である．

第3点は，行動観察を重視しながら子どもの個別プログラムを作製する点である．各スタッフが子どもの行動を毎日チェックし，行動評定を行っている．それから親とのコミュニケーションを密にとっていることも重要な点であろう．2か月に1回，夜開かれる父母とのミーティングをはじめ，個別にかなり自由に話し合いをもっており，3か月に1回は親に報告書を渡している．

その他，レジデンスにおけるスタッフと子どもたちが本当に生活を楽しみながら，ゆったりとして家庭的な雰囲気のなかでの，身辺自立を中心とした指導などもあげられる．

むすび

見学者を積極的に受け入れながら，よいと思われる意見や方法をどんどん取り入れていこうとするケリー所長をはじめ，若いスタッフたちの誠実で前向きな姿勢と，そのエネルギッシュな情熱とに何よりも感動を受けた．

そこに教育の原点を見る思いがした．何度でも訪れたい施設である．

アメリカ

ウォーレン・ヴィレッジ コミュニティ

（WARREN VILLAGE-COMMUNITY）

武田穎子（たけだえいこ）
仙台乳児院保育主任

はじめに

アメリカ合衆国コロラド州都デンバー市の中心街の近く，Gilpin St.の13番街と14番街にかけて「Warren Village-Community」と呼ばれる，外観は一般のアパートメントのように見える１つの大きな建物がある．

ここは低所得層の片親家族を対象に，その自立更生のために総合的な援助を行っている，アメリカでも非常にユニークな福祉施設である．

ここでは，住居提供と児童保育とカウンセリングサービスを同時に行い効果をあげている．わが国でいえば，保育所併設（学童保育も含めて）の母子寮の大規模なものというところであろうか．

近年，アメリカにおいては，離婚件数の増大と若年の未婚の母（または未婚の父）の急増で，片親家族が激増し，その世帯数は800万～900万といわれている．また，その80パーセントが低所得層に属し，そのうちの85パーセントが母子家庭に集中している．

こうした現状は，コロラド州においても同様であり，その問題解決のためにデンバー市ウォーレン・ユナイテッド・メソジスト教会の評議員会で生まれたアイデアが実現化したものがこの施設である．アパートメントが1974年２月に，そしてまた，保育学習センター（ラーニングセンター）が1975年７月にそれぞれ事業を開始している．

施設の概要は次のとおりである．

建物設備

ウォーレン・ヴィレッジは閑静で，しかも生活に便利なバス路線，商店街，公園，教会，学校などに近接した地域にある．２階以上がアパートメントになっており，１ベッドルーム41戸，２ベッドルーム43戸，３ベッドルーム12戸の96室からなり，現在，94世帯（うち父子家庭２）が入居している．家具は備えつけられていないが，台所，バス，トイレ，物入れなどが完備され，清潔で明るく，住み心地のよさそうな間取りである．

入居者の家族数に合わせて，部屋が決められ入居する．

屋内の中央には数か所の共同洗濯場があり，建物から少し離れた場所には駐車場も用意されている．また，管理人が24時間常駐し，住民の安全の保持と建物の営繕にあたっている．アパートメント内の２部屋が所長室と事務所にあてられ，受付，情報提供，相談，助言，広報活動などが幅広く行われている．

１階はラーニングセンターで，ホール，保育室，ステージ，食堂，調理場などがあり，１歳～12歳までの子どもたちが，朝食，昼食，おやつなどの給食

ウォーレン・ヴィレッジの外観

をうけ，だれもいないアパートに帰る危険を避けるために，親たちが戻ってくるまでのあいだ，ここで保育される．

入居対象

入居基準は，低所得層の片親家族で児童３名まで．親の年齢は18歳以上，児童の年齢は12歳以下で，宗教・国籍・性別は問わない．ただし，入居希望者に対しては，ウォーレン・ヴィレッジの趣旨の理解と協力を要請し，記入された調査書をもとに，その資格審査を行う．申し込み受付は，毎日 A.M 9:00～P.M５：00までである．

月に２～４世帯が社会復帰をして，ここを出ていくが，入居希望者が多くてなかなか入居できない状態である．

こうした実績が認められて，３～４年以内にもう１か所建設する予定があり，現在盛んに政府に働きかけているという．

処遇内容

ウォーレン・ヴィレッジには３つの目的がある．

まず，その１つは，快適で低家賃の住居を提供すること．

２つは，親が仕事や学習のために留守になるので，保育に欠ける児童を安全に，また健全に保護し学習させること．

３つは，生活の目標を立てさせ，６か月ごとにその到達度をチェックし，再度努力するように励まして，親子がここを出て自立し，市民社会で生きていけるようにさせることである．

そして，このことがこのヴィレッジのもっとも重要な最終目的である．

そのために，家計，料理のことから，職業訓練，自己発見への助言まで，たえずカウンセリングが繰り返し行われている．

おわりに

ホーリー所長のことばによれば「よい環境（よい住まい）がよい刺激を与え，向上心を養う」という理念のもとに運営されているというが，現実には，母親たちの職場は労働がきつく，しかも賃金は低くて，自立に至るまでの道はなかなかけわしいようであった．

こうした現実であっても，秋晴れの戸外で，活発にボール遊びに興ずる様ざまな人種の子どもたちは生き生きとして人なつっこく，じつに明るい表情であった．

アメリカ

ディスプレイスト・ホームメーカー・センター

(DISPLACED HOMEMAKER CENTER)

荒(あら)　この　み
中央大学助教授

サンフランシスコの郊外にあるディスプレイスト・ホームメーカー・センター（罷免された専業主婦センター）は1976年5月に開設された．

現所長のマイロ・スミスさんの場合のように，47歳で未亡人となり，大学に戻って学位を取得したものの50歳の女を使ってくれる会社はない．年金をもらうには若すぎるし，このジレンマを解決していこうとする運動の1つが，具体的な形で実現したのがこのセンターである．

ここは，35歳以上の専業主婦，あるいはかつて主婦であった人を対象にはじめられたが，厳密な条件はなく，助けを求めて訪れる人に，門戸は広く開放されている．

センターの目的

このセンターの目的は，たとえば長いあいだ夫の世話と子育てに明け暮れ多忙な日々を過ごしていた主婦が，ある日ふと自分の人生を振り返ってみて，一体，何のために生きてきたのだろうかと，急に激しい疑問に襲われ，趣味を開拓してみても，実質的な社会とのつながりをもたないものは長続きもしないし，満足感もない，といった思いを抱く中高年層の主婦に，自分に適した仕事を発見させ，それに就くための準備，訓練をさせることである．

しかし，実際には，経済的に恵まれている主婦よりも，夫の病気，死亡などにより，否応なく働かざるを得なくなった主婦が訪ねてくることが多い．

また，このほかセンターに足を運ばせる原因となっているさらに深刻で，現実的で，緊急を要する課題が，中高年になって起きる夫婦の危機である．

この夫婦の危機は，主婦の側に落度がなんら認められない時は最悪の状態を呈する．孤独感，自己嫌悪に苛まれた離婚女性は精神的にも経済的にもどん底にある．こうした女性が「女のルネッサンス」を目指す人生よろず相談所のこのセンターを訪れる勇気を持つことさえできたら，彼女たちは生まれ変わることができるのだ．

自立に向かわせる指導

では，どこにこのセンターの特色があるのかといえば，カウンセラーの指導で精神的安定を獲得した人を真の意味での自立に向かわせる点である．「働く」という人間の本質的な衝動を喚起させ，また長らく社会と隔絶し，家庭という温室に閉じ込もっていたために，社会の中に勇敢に入っていく自信を持てない女の人のために，自信を回復させ，努力してみることの重要性を自分自身で認識させるようにする点にある．つまり，こうしたことは，従来の福祉行政

オリエンテーションを受ける婦人たち

の欠陥に民間人が気づき，この欠陥を自分たちで手直ししようと試みているのだといえる．

たとえば，これまでの福祉行政では，母子家庭に対しては，最低限の生活だけは保証される額の生活保護費を支給すればよい，という考え方で対策がなされてきたが，その結果，現在のアメリカでは働かないでぶらぶらしている健康な人を，税金で養っているという好ましくない現象が起きている．つまり，生活保護費を与えることが，「働く衝動」を失わせてしまう，といったマイナス効果を生み出している．こうした欠陥を手直しする試みとしての，このセンターの具体的な活動は，中高年層の女性を社会に実質的に参加しうる独立した個人にするという目標で行われている．

具体的な活動状況をあげてみると，隔週金曜日の午前中はオリエンテーションの日で，センターを初めて訪れた人びとが一堂に会し，センターについての説明を聞く．その後でそれぞれが自己紹介しあう．

なぜセンターにきたのかという理由は，離婚や別居により働く必要が生じたというのが過半数であったが，仕事を変えたいと思っている者，幸せな家庭生活を送っているが，何か物足りなく暗中模索している者，友人を作りたいなどもあげられていた．

しかし，私が見学した日，ひとり一番前の席に座っていた女性は，編物の手を休めようとせず，「名前はマーシャ．いまはそれだけしかいいたくありません」と下を向きつづけていた．自己紹介の時間はある意味で集団カウンセリングの場でもある．

また，1週間月曜から金曜まで，朝9時半から夕方のだいたい4時半まで，様ざまなワークショップがある．たとえば，「自信回復のクラス」「職場に適応するために」「仕事を変えるためのヒント」「人間関係をうまくするには」「履歴書の書き方」「面接のうけ方」などのクラスが開かれている．個人的にカウンセリングをうけたい者には，専門のカウンセラーがいる．

ところで，センターの財政面の方はどうしているかといえば，カリフォルニア州政府に働きかけて，2年間の限定つき実験プログラムとして助成金を開設当初にもらうことができた．その後，センターの利用度は高まり続けているが，多くのボランティアに頼った苦しい運営状態である．現在では，年間に500人以上の苦境に立たされた主婦が，センターのあるミルズ女子大学のキャンパスに通ってくる．すべて無料で行われる訓練講座の維持は，地域の会社の寄付金に，かなりの割合で頼っているのが現状なのである．

わが施設

秋田県立子ども博物館

佐藤（さとう）　進（すすむ）
秋田県立子ども博物館長

児童健全育成運動の拠点

秋田県では，全国に先がけて，児童文化のセンターとなり，児童健全育成運動の拠点として，昭和25年８月１日に秋田県児童会館を開設している．

この会館には，最初，理科展示室が設けられ，また野外施設として，児童動物園と児童遊園が併設されていた．ところが３年後に，児童動物園と児童遊園は秋田市に移管され，場所も変わって現在東北地方１，２といわれている秋田市立大森山動物園になっている．また，理科展示室のほうも，会館の移転などによって廃止され，児童会館の活動は，子ども会や育成会活動の推進・援助が中心になっていった．

老朽化した児童会館は３度その場所をかえて新築される運びとなり，昭和53年６月に総工費15億4,400万円余で工事がはじまった．新児童会館には「子ども博物館」が併設されることになり，竣工をまって昭和55年４月29日に児童会館と一緒に開館した．以来，11月末までに12万人の来館者が数えられた．

ところで，子どもを対象とした博物館施設というと，今日的発想の具体化と見られがちであるが，30年前に理科展示室・動物園という博物館に相当する施設をもって児童会館が発足している事実を考えるとき，新築の児童会館・子ども博物館は，かつての元の姿をとりもどしたといってよい．しかし，こんどの施設は展示室ではなく，子どもを対象とする「科学博物館」で専任の学芸員も配置され，すでに博物館法による登録も終わっている．

この博物館の部分は，建物全体の半分近くを占め，１つの建物の中にある児童会館と子ども博物館は，兼任館長のもと，渾然一体の運営がなされている．このように結びあった２つの施設の機能的相乗作用によるメリットには，大きいものがある．たとえば，子ども劇場の「日曜映画会」に科学映画をプログラムに入れること，「移動児童会館」のプログラムに科学ゲームや理科製作を盛り込むこと，図書室利用と親子読書運動を結合することなどがあげられる．運営に工夫をこらす余地も多く，効果が期待される．

子ども博物館の運営方針

子ども博物館の運営方針は，次の２つである．

- 子どもたちに，科学する心や豊かな創造性・豊かな情操が養われることを願い，自然科学を中心に資料を展示し，学習に活用させる．
- 子どもたちの興味関心に配慮し，展示のほか，実験・実習・観察など体験的主体的学習を重視する．

こうした運営方針のもとに運営される子ども博物館は，子どもたちの「遊び」の拠点である児童会館と一緒だから，遊びの動機である興味や知的好奇心

モダンな秋田児童会館と子ども博物館

を刺激する場になる．ここではふつうの博物館のように，自然・科学・技術・歴史・芸術の資料を系統的に収集・保存・展示することをしないで，特に子どもの興味が大きい科学技術の分野を取り上げ，子ども自身が操作観察し，感覚的に体験できるようになっている．また，子ども博物館は，受動的な鑑賞や学習の場ではなく，体験によって科学の原理，機器のメカニズムを理解させる体験的参加型の展示をしている．子どもの主体性を大事にし，それを生かした新しい科学博物館なのである．つまり，「学び」を前面にした展示ではなく，「遊び」が自然に「学び」そのものになる点が，子ども博物館の特徴であり，ほとんどの展示資料は子ども自身の操作を待っている．

施設の概要は次のようである．

1階　創作陶芸室（142.6㎡）　木工室（142.6㎡）
　　陶芸・木工展示コーナー（84.9㎡）
　　第1学習室（34.3㎡）　第2学習室(42.5㎡)
　　収蔵庫　ラウンジ　空調機械室

2階　第1展示室(142.6㎡)　第2展示室(145.6㎡)
　　展示コーナー（59.8㎡）　科学実験室(89.1㎡)
　　電気機械創作室（42.2㎡）　研究室(48.6㎡)
　　図書室（202.9㎡）　収蔵庫　倉庫　空調機械室

3階　音楽室（117.6㎡）

博物館建物延面積　2,058.7㎡

（児童会館建物延面積　3,525.8㎡）

第1展示室は「宇宙と地球」のテーマで，地球の自転・公転・気象・地形などを模型・映像・音響によって理解させるようになっている．定員50名のプラネタリウム室は，毎日定時投影をしている．

第2展示室は電気・エネルギー・光・音などについて展示し，子どもたちが操作して体験・観察できる．特にマイコンコーナーに人気が集まっている．科学的不思議解明の部屋ともいえよう．

科学実験室には，ふだんは実験機器がおかれ，だれでも操作して遊べるようになっているが，土曜日は陶芸・木工・音楽の各室と一緒に「子ども教室」のクラブが開かれる．

子ども博物館は，県庁・市役所のある山王大通り（秋田市山王中島町1）にある．近くには八橋運動公園・県立体育館・スポーツ会館・市文化会館が並ぶ．隣接して県生涯教育センターもある．

博物館のあたり一帯は，芸術文化・スポーツなど各世代にわたる県民の生涯教育のための一大ゾーンである．子ども博物館の位置づけも，その視点からなされなければならない．

海外の委員会

児童福祉情報サービス協会

(Child Welfare Information Services,Inc.)

松本佑子
聖徳学園短期大学講師

はじめに

米国留学中のひと夏をニューヨーク市で過したとき，その機会を利用して私はできる限り多くの社会福祉施設・機関を訪問した．児童福祉情報サービス協会(以後ＣＷＩＳとする)はその中のひとつである．

私たちは福祉向上のためにその施設や実践の調査および評価を必要とする．各機関の現状，対象，そして問題の性格を把握することによって，組織をより効果的に動かし，対象へのより良い援助が見出され，問題への対策が切り開かれていくのである．

日本のように諸分野にわたる年刊の白書がなく，各州における政策や法律制度がそれぞれ異なっており，また私立機関の自治性を尊重する米国においては，州全体はもちろんのこと，市全体の数ある福祉機関の機能，現状，対象，そして問題の性質などについて知識を得ることは非常に困難である．全米の中でも極めて深刻な非行や犯罪の問題，人種の問題などがあり，そして約３万人の要養護児童の存在する大都市ニューヨークにおいて，ＣＷＩＳは人間的な児童養護の向上を目標として，コンピューターの技術を導入し，ニューヨーク市の児童養護機関の諸情報を収集し研究している機関である．

本稿はＣＷＩＳに関し，その機構や活動について紹介するものである．

１．その機構――ＣＷＩＳとは

1960年後半，公私立児童福祉機関のリーダーたちは里親あるいは施設養護にある２万8,000人以上の子どもたち，そしてその子どもたちの多問題家族の存在するニューヨーク市において，より効果的な児童福祉援助をなすには，その関係機関全体の情報交換組織が必要であることを認識しはじめた．その結果，ＣＷＩＳが1972年５月に児童福祉分野における情報管理サービス・センターとして設立されたのである．児童福祉分野の広汎な領域にわたる経験や見識をもつ24名の人びと――私立機関８名，市立機関８名，州立機関４名，ほかの慈善組織団体４名で組織された公私共同体で理事会が構成されている．その資料ならびに報告書は，秘密保持と情報をわかち合う使用者の権限に関する条項の合意書をもって公・私立両方の機関で使用されるのである．

そしていかなる団体でも，単独にＣＷＩＳを支配したり，またはＣＷＩＳのデータを独占することはできない．

CWISで発行している雑誌

2．CWISの活動と目的

CWISの目的は共通の調査用紙によるコンピューターの技術をもって，ニューヨーク市の児童福祉機構を発展増進させようとするものである．それは児童福祉機関が，主に要養護児童に関して，責任あるより良い施策と水準をもつ児童福祉の組織を確立するのを支援することや，さらに措置に代わることに関する知識と実践とを向上させることである．

CWISは担当責任者が諸福祉機関の施策や実践について評価するために，諸機関に送った質問用紙により回答されたデータをまとめ分析し，次のような条項について解答を得ようとしているのである．

①どのような子どもが長期間養護のもとにあるか，短期間で養子縁組措置となるか，あるいは児童の家庭に帰るか

②子どものための措置計画や措置解除について，どのような機関が望ましい結果をもたらしているのか

③どのような子どもが養子縁組に適するかを見出すにはいかなる観点によるか

④現在の養護児童の数，性別，期間ならびに里親委託またはグループ，ホーム養護の別に関して

⑤5年以上養護を必要とする児童について初期推定，判定する方法があるか

⑥養護援助の種類や型のニードを見出すにはいかなる受理面接の型が適切であるか．要養護児童のために機関はどのような援助方法の変化を必要とするのであろうか

⑦養護措置にある児童のうち何人が措置変更されているか，措置変更を必要とする児童にはいかなる特性があるか

3．CWISの活動業務

1976年までに，ニューヨーク市の100以上の公私立機関のもとにある養護委託児童約2万9,000名についての記録を，コンピューターに入れてある．データは子ども担当ケースワーカーによって記入されたもので，彼らは担当ケースの各子どもについて次の3つのタイプの情報をCWISに提供するのである．

①受理ならびに措置変更データ：措置期間，措置理由，家族状況，身体的情緒的問題，サービス・ニーズ，性別，年齢，人種，宗教など

②現在ならびに過去の事実：養護児童にかかわる状況についてケースワーカーから毎月報告を取る．また，すべてのケース・データに関する重要な変化はCWISに提出される

③訂正データ：CWISの委員によって誤りが発見されたとき，報告書は訂正されるべくケースワーカーに返送される

CWIS組織の主な機能は，報告の集成を作成す

ることである．その報告書は適正に用いられることによって児童福祉サービスの向上に資する．すべての報告書はＣＷＩＳに所属する福祉機関の所長とソーシャル・ワーカーたちの協力のもとに，ＣＷＩＳ記録分析委員会の継続的検討と評価の結果によるものである．報告書の用途は次のようである．

①ＣＷＩＳ所属機関全体の一般的データの概要報告はＣＷＩＳ所属メンバーと研究者に定期的に送られる

②特定機関の報告はその該当機関にのみ送られる

③各対象個人の報告はそのデータを提供した機関のみが利用し得る

④子どもが１つの機関から他の機関に移送される場合，児童特別援助(Special Services for children)によって指示されたときのみＣＷＩＳはその子どもについての情報をその移送先機関のために準備する

――などである．

報告書の種類は里親養護，施設養護，措置解除，委託受理，養護児童の特性など，約80種目に及ぶものである．それら報告書の若干をあげると，措置解除見込報告書，養護児童人口統計，他の措置が願わしい里親養護児童の分析，養子縁組計画にある措置児童，受理分析，養護児童のための当面の願わしいプログラム，里親家庭に関する概要報告，里親委託養護にある児童の特徴――などである．

別に示した表は，ニューヨーク市の児童福祉機関によって報告された1977年度現在の里親委託養護児童に関するＣＷＩＳ特別報告・シリーズＡの統計資料の一部である．表１によって明らかなように，ア

ＣＷＩＳのインフォメーション

メリカにおける要養護児童には黒人の児童（52.6パーセント）やプエルトリコ人児童（25.6パーセント）などが多いことがわかる．

表２は里子が現里親家庭に委託されている期間を示す表である．委託期間の平均は4.22年，すなわち約４年２か月である．里親家庭措置変更をも含めて最初の里親委託からの里親委託期間平均は約５年２か月である．

表３は1976年度年齢別措置解除先である．最も多い措置解除の年齢は14～17歳で30パーセント，その解除先は18.6パーセントの子どもが家庭に戻っていることがわかる．全体の年齢から見ても60パーセントの子どもが家庭引き取りとなっている．

おわりに

米国留学中，インディアナポリス，フィラデルフィア，アイオワ市などに滞在して，その市の社会福祉諸分野の実態を把握したく思い，機会あるごとに社会事業部にとびこんだものである．その度に思うような資料，情報を入手することが困難ではがゆい．

表1　里親委託養護児童の人種

	人　数	%
黒　人	15,124	52.6
白　人	4,946	17.2
プエルトリコ人	7,289	25.3
その他のスペイン人系	73	0.3
東洋人	58	0.2
混血人種	763	2.7
その他	115	0.4
不　詳	107	0.4
無記録	283	1.0
総　数	28,758	100.0

表2　現里親委託措置期間

	人　数	%
1年未満	7,416	25.8
1年	4,383	15.3
2年	3,219	11.2
3年	2,466	8.6
4年	1,953	6.8
5年	1,794	6.3
6年	1,393	4.9
7年	983	3.4
8年	1,144	4.0
9年	702	2.4
10年	677	2.4
11年	552	1.9
12年	500	1.7
13年	410	1.4
14年	332	1.2
15年	247	0.9
16年	189	0.7
17年	200	0.7
18年以上	138	0.5
総　数	28,694	100.0
平均期間	4.22年	

思いをしてきた．調査分析・評価の必要性がここ数年多く論じられている今日の米国で，ＣＷＩＳのような社会福祉機関は最も望まれているもののひとつであると思う．

(注)

※1　CWIS Special Report "Characteristics of Children in Foster Care" 1977年度版 p.3

※2　同誌　p.5

※3　CWIS Focus on Discharges (May, 1977) chart 1

表3　年齢別措置解除先

措置解除先	2歳未満	2～5歳	6～9歳	10～13歳	14～17歳	18～21歳	総　数
家庭引取	6.6%	10.6%	9.1%	13.0%	18.6%	2.5%	60.4%
養子縁組	1.1	2.7	4.0	3.6	1.3	—	12.9
就　職	—	—	—	—	1.7	9.7	11.4
その他	—	—	—	2.5	8.4	2.5	15.3
措置解除総数	8.2	13.8	14.0	19.1	30.0	14.9	100.0

あれ・それ・これ

東洋人の不思議さ

秋山智久
明治学院大学助教授

タイ語には「ディスカッション」の訳語がないという．つまり，社会構造上，なにかの相談・打ち合わせのためにみんなで話し合うという習慣が従来なかったために，「集団討議」という形式がなく，上意下達によって，ものごとが進行するのだという．

このことをはじめて知ったのは，資生堂社会福祉事業財団の招待によって，タイからソーシャルワーカー16名が昨年10月に日本にやってきて東京・神奈川・大阪の児童福祉施設・機関・学校を12か所，一緒に見学したときのことであった．

タイの人間関係には身分・地位による「上下」の関係しかなく，相手の身分・地位が自分より高いか低いかを，とっさに判断して態度を決めなければならないのだという．

その1つのあらわれとしてか，職業上の資格・身分が日本よりはるかに明確であって，ソーシャルワーカー5級，サイコロジスト3級などと称していた．

しかし，日本での日常の行動様式は決して堅苦しいものではなく，物腰の柔らかさ，慎しみ深さの中に，自由な鷹揚さがあった．タイや韓国などで，こうした控え目なやさしさに出合うと，ふと，日本人が近年までもっていたあの不思議な「はにかみ」を想い起こしてしまう．いや，これは，いまだに残っている東洋の「謎」かもしれない．

施設見学の途上，バスの中で飽きることなく歌い続けたタイのソーシャルワーカーの明るさと，その旋律の哀調さとはやはり不思議な調和を保っていた．

こうしたタイ人が外国人から無理難題や辱しめをうけて，ある我慢の限界に達するとき，突如としてその怒りが大爆発すると，ユネスコの友人が語ってくれた．この「沸点」に民族の誇りがある．

ロンドンの全国婦人救済連盟

石倉洋子

この夏訪れたロンドンで，全国婦人救済連盟（National Women's Aid Federation）を見学する機会がありました．精神的，肉体的な悩みをもつ婦人の避難所――端的にいえば男性の暴力から逃げてきた女性が今後の生活方針を決める手助けをしたり，子どもづれの場合は母子で生活できるよう職業指導をしたり，子どもの教育も行っています．ここへ連れてこられた子どもたちは，初めは非常にびくびくして落ち着かなかったのが，救済所にいるあいだに子どもらしさを取り戻すそうです．そして，ここから学校へ通ったり教師が出向いてきたりするようです．また，英語を読み書きできない人たち（多くはアジアからの移民）のために，生活上必要な書類の英語をその国のことばに翻訳することも行っていました．援助や指導が彼女たちの意志を尊重して行われ，自力で立ち直るための支えとなるのがこの救済所の役目のようでした．

カトマンズの子どもたち

羽根井紀世美
東京都立豊島高校教諭

カトマンズの空は青く，濃い緑色の山やまは強い陽ざしに照らされていた．別天地のように思えたが空港の建物から一歩出ると，その印象とは逆の厳しい現実があった．

やぶれかけた服を着たやせた子どもたちが，私たちにお金をせがんでまつわりついた．そのうち1人の男の子が手製の粗末な民族楽器をひきながら歌い，べつの男の子に踊りをおどらせた．バスを待つあいだのつらい数分であった．

最初の見学地の不潔さと悪臭ですっかり気分が悪くなり，次の見学地ではバスの中に残っていた．ここでも，小・中学生ぐらいの男の子のもの売りにせめられた．バスの後方では，6歳ぐらいの女の子が子守りをしていた．小雨が降りだすと大きな布で頭まで包んで器用におんぶした．まるで母親が子どもをあやしているようでいじらしかった．友人がその子にカメラをむけたとたん，私たちには無関心だったその女の子がすぐにポーズをとり「ワン・ルピー（約20円）」と手を出した．モデル料の催促である．コイン1個を渡すともの売りの少年たちもすぐにポーズをとり手を出した．どこでもこんなことが繰り返されたが，子どもの顔は明るくてあどけなく，東京などではみられない子どもらしい顔であった．

カトマンズの子どもたち

ベビーホテル

加藤翠
日本女子大学教授

私どもの研究室で53年にベビーホテルのことを少々調査して，54年秋の日本小児保健学会にその結果の一部を発表したいと申し込みを行ったところ，ベビーホテルという言葉の使用をことわられ，私設保育施設という表現に変更して，いわゆるベビーホテルと付言したという一幕があった．しかし翌55年3月には日本ベビーホテル協会という業界の連絡機関が東京で旗揚げし，ＴＢＳのテレポートでベビーホテルの実態がシリーズとして報道され，社会的関心が急速にたかまり，国会や都議会の質問にもベビーホテルの問題が取り上げられ，園田厚生大臣の発言で厚生省もベビーホテル問題と取り組み始めたわけである．思えば昨1980年は，ベビーホテルがわが国社会の表舞台におどり出た年ともいえよう．

昨1980年秋には，研究社の新英和大辞典が20年ぶりに大改訂されたのであるが，ベビーホテルなる言葉はベビーカーと同様，収録されていない．すなわち和製英語なのである．誰が使いはじめたかは知らないが，わかったようなわからないこの言葉は，その施設数の急速な増加と共に，わが国の日常用語として定着した．

厚生省は55年11月末現在の，ベビーホテル実態調査を行っているが，そこでは，「ベビーホテル」とは，①24時間児童を預っている，②夜間保育を行っている，③時間単位の一時預りをしている，のいずれかに該当する施設で，国または地方公共団体から補助を受けていない施設をいう，と定義している．しかしこの定義も完璧とはいい難い．この定義ではキャバレーでそこに働くホステスさんのために，公的補助を受けずに夜間保育施設を作っていた場合，それもベビーホテルということになってしまうであろう．

55年には実に様ざまな機関がベビーホテルの実態の解明に取り組んだのだが，私は東京消防庁のご厚意で，そこでの調査資料を拝見させて頂いたことがある．しかしその約半数は少なくとも無認可保育所であることを知って，私は今更ながら立場の違いということを思い知らされたわけである．消防という立場からすれば，公的補助が多少出されていようといまいと，大切な子どもの生命の安全という点には何の関係もないであろう．電話帳に到っては保育所も幼稚園もまぜこぜである．

私はベビーホテルは少なからず訪問したつもりであるが，驚いた情景もなかったわけではない．しかし驚いた情景でさえも，それは私という小さな一人の人間の既成の概念の枠組外であったというに過ぎないのであって，山谷で野宿するおとな達を，すべて公営宿泊施設に収容したとき，福祉が完了したと考えすぎないことが，ベビーホテル問題すなわち乳幼児の保育問題をとらえていく上で大切なのではないだろうか．

編集後記

「学校暴力」について，研究課題をあたえられたので，この数か月に10にあまる中学校を訪問し，中学校の先生がたの集りにも参加させていただいて，校内暴力の実情について表向きの面からも，裏向きの面からも，しらべてみることができました．

その実情は，世に伝えられているよりもはるかにひどいものであり，すべての中学校の先生が困りきっているこの問題に，真剣にたち向かっている先生方は，今や疲労困ぱいの極にあるといってよいでしょう．

この問題は，もはや「教師は毅然とした態度でのぞめ」というような一片の通達では到底解決できないところまで悪化してきています．

将来のことはともかくとして，現在の中学教育は，この問題によって著しく歪められている．ちょっと大げさにいえば，「中学の教育が危殆に瀕している」といいたいぐらいにひどいのです．

そこでこの号では，「子どもの暴力」の実態をあきらかにし，できれば，それに対処する手段にまで言及していただくという趣旨のもとに，各方面から，この問題についての専門家に，おのおのの立場から「子どもの暴力」の問題に迫っていただくことにしました．

各論文とも，すばらしい内容ですから，ご精読いただけることと存じます．

ところで，私にも不可解なことなのですが，仕事の関係で訪問したお母さんはもちろん，お母さん方の集りに講師をたのまれて出席したときのお母さんからも，この暴力問題に対しては，積極的な発言がなかったということなのです．

問題を起こした子どもの母親からも，問題を起こさない子どもの母親からも，子どもの暴力に関する積極的な発言が得られませんでした．

お母さんとしては，自分の子どもの暴力行為に関心を持たない，あるいは関心を失わざるを得ないような状態におかれているということも考えられますし，傍観している母親には，自分の子どもさえ問題を起こさなければそれで結構，よその子どもの問題には口を出さないのが一番安全というような，しらけた心理があるのかもしれません．

しかし，こういう母親の無関心さが，この問題の底にあるとも考えられますし，またこの問題を，ますます悪化させることになっているとも考えられないでしょうか．

さて次の号は，「子どもとコミュニティ」の問題を特集します．ご期待ください．

（編集委員　辰見敏夫）

編集委員（50音順）

加藤　翠
日本女子大学教授

北村文治
厚生省児童家庭局育成課長

田村健二
東洋大学教授

高城義太郎
玉川大学教授

辰見敏夫
東京学芸大学教授

平井信義
大妻女子大学教授

福田垂穂
明治学院大学教授

森重敏
東京都立大学教授

斎藤武
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

世界の児童と母性
—海外福祉情報—
年2回発行
第12号　昭和56年3月31日発行
編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-572-5111　郵便番号104
印刷所　図書印刷株式会社
東京都港区三田5－12－1

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION